

江南市ごみ処理基本計画

(江南市食品ロス削減推進計画)

(案)

『環境負荷を最小限に抑え

資源を有効利用する 協働・循環型のまち 』



令和 7 年 月

江 南 市

<目 次>

第1章 計画策定の基本的事項	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の対象範囲	2
2.1 ごみ処理基本計画	2
2.2 食品ロス削減推進計画	2
3. 計画の期間	2
4. 本計画における SDGs の取り組み.....	3
5. 計画人口	4
5.1 将来人口の推移予測.....	4
5.2 計画収集人口の設定.....	4
6. 江南市の位置と地勢	5
6.1 位置.....	5
6.2 地勢と概況.....	5
第2章 ごみ処理基本計画	6
1. ごみ処理の現状	6
1.1 ごみ処理の流れ.....	6
1.2 家庭系ごみの分別区分	7
1.3 ごみ収集の状況.....	8
1.4 ごみ排出量の推移	9
1.5 中間処理の概要.....	11
1.6 最終処分	13
1.7 可燃ごみの成分分析結果.....	15
1.8 資源ごみ収集の現状.....	16
1.9 集団回収の現状	18
1.10 他自治体と比較した本市のごみ排出状況	19
1.11 アンケート調査結果	20
1.12 前計画での取り組み状況.....	23
2. 課題.....	27
2.1 ごみの減量化・資源化に関する課題	27
2.2 収集運搬に関する課題	28
2.3 中間処理に関する課題	28
2.4 最終処分に関する課題	28
3. 基本計画	29
3.1 計画の方針	29
3.2 目標値	30
3.3 計画の施策体系	31
3.4 計画の施策	32

4. 計画の推進	35
4.1 市民・事業者・市の役割分担.....	35
4.2 計画の推進体制	37
第3章 食品ロス削減推進計画	38
1. 計画の策定	38
1.1 計画策定の背景と目的	38
1.2 計画の位置付け	38
1.3 計画期間	38
2. 食品ロス発生の現況	39
2.1 食品ロスの発生要因	39
2.2 食品ロスの発生量	40
2.3 本市の発生量（推計）	41
3. 意識調査	42
4. 課題	43
5. 達成すべき目標	44
5.1 国および愛知県の目標	44
5.2 本市の目標	45
6. 施策の展開	46
6.1 食品ロス削減に向けた取り組み	46
6.2 重点的に実施する取り組み	47
7. 計画の推進	48
7.1 各主体の役割分担	48
7.2 計画の推進体制	48

<注意事項> 本書中の表において、四捨五入して0に満たない数値は”0”と表記しています。

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、総合計画や環境基本法に基づく環境基本計画等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。また、本計画の第3章を、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項に基づく食品ロス削減推進計画と位置づけます。

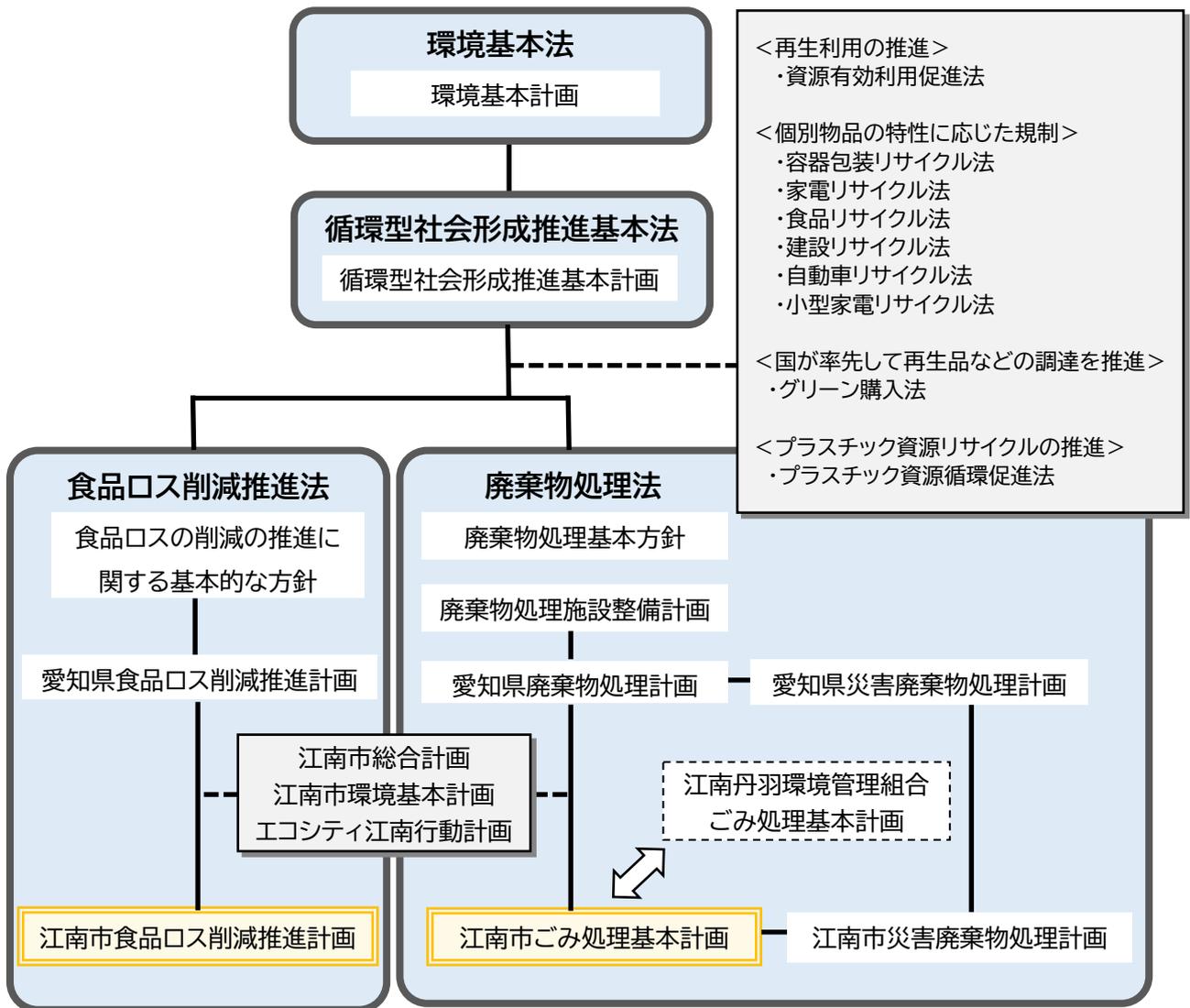


図 1.1 本計画の位置づけ

2. 計画の対象範囲

2.1 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画の対象は、一般廃棄物のうち「ごみ」とします(図 1.2 の太枠の範囲内)。

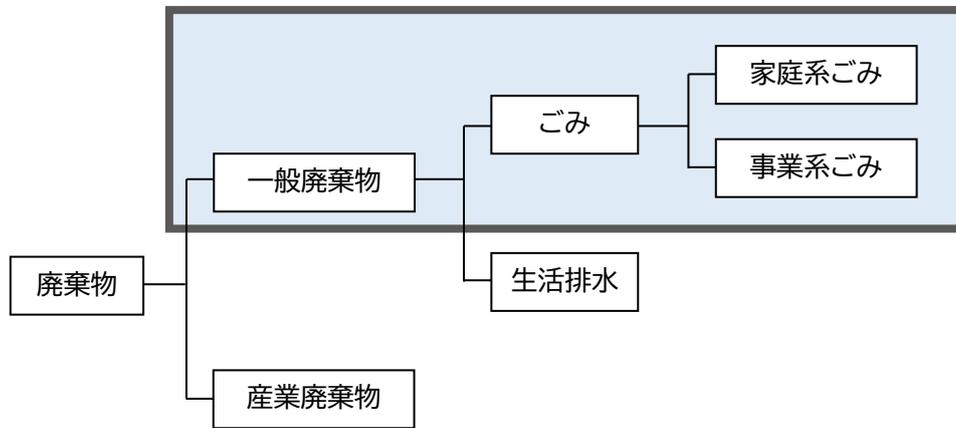


図 1.2 ごみ処理基本計画の対象とする一般廃棄物の範囲

2.2 食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進計画の対象は、本市行政区域内において発生する食品ロスのうち、主に家庭系及び事業系の一般廃棄物となるものとします(図 1.3 の太線の範囲内)。

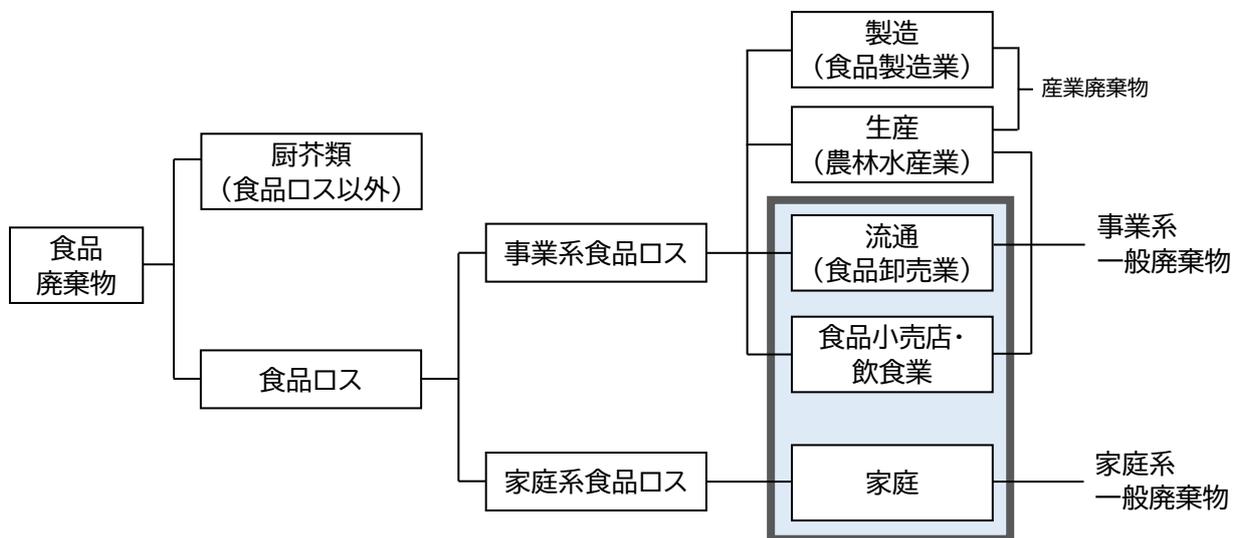


図 1.3 食品ロス削減推進計画の対象範囲

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和12年度を中間目標年度、令和16年度を計画目標年度とする10年間とします。なお、本計画の進捗状況や社会情勢などを見ながら必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 本計画における SDGs の取り組み

SDGsとは、2015年9月国連で採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。

本市では、総合計画において「地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市」を将来像として掲げ、「誰一人取り残さない」SDGsの理念を取り入れ、SDGs推進の取り組みを進めています。本計画においても、SDGsの17の目標のうち「3:すべての人に健康と福祉を」、「7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「8:働きがいも経済成長も」、「9:産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11:住み続けられるまちづくりを」、「12:つくる責任つかう責任」、「13:気候変動に具体的な対策を」、「14:海の豊かさを守ろう」、「15:陸の豊かさを守ろう」、「17:パートナーシップで目標を達成しよう」の10の目標に、食品ロス削減推進計画で取り組む「2:飢餓をゼロに」を含めた11の目標を重視し、持続可能なまちづくりに取り組みます。



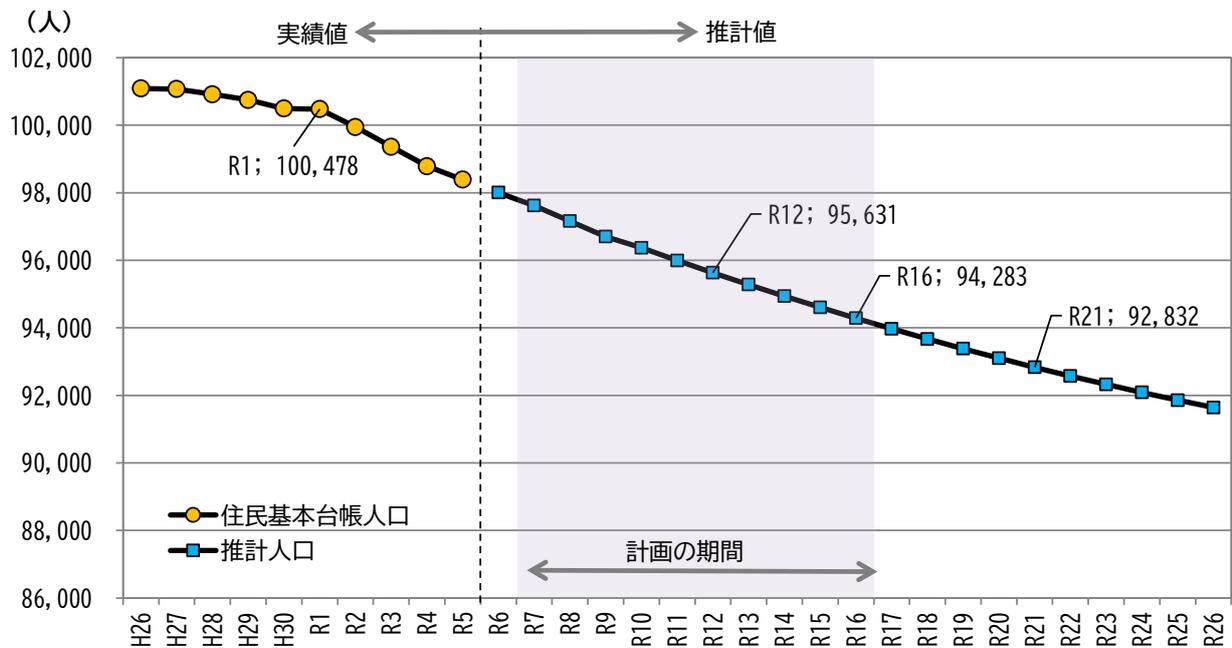
図 1.4 17のSDGsアイコン

5. 計画人口

5.1 将来人口の推移予測

将来人口を以下に示します。

本市の人口は、徐々に減少することが見込まれています。



注 1) 実績値は計画収集人口(各年度の年度末の住民基本台帳人口)とした。

注 2) 推計値は、江南市総合計画で使用している将来推計人口を、令和 5 年度住民基本台帳人口との差で補正した値とした。

図 1.5 将来人口の推移

5.2 計画収集人口の設定

上記の将来人口推計に基づき、本計画の策定にあたって想定する計画収集人口は、以下のとおりとします。

表 1.1 想定する計画収集人口

	年度	計画収集人口(人)
実績値	令和 5 年度	98,389
中間目標年度	令和 12 年度	95,631
最終目標年度	令和 16 年度	94,283

6. 江南市の位置と地勢

6.1 位置

本市は濃尾平野の北部、清流木曾川の南岸に位置し、東西6.1km、南北8.8km、面積30.20km²の市域を有する都市です。

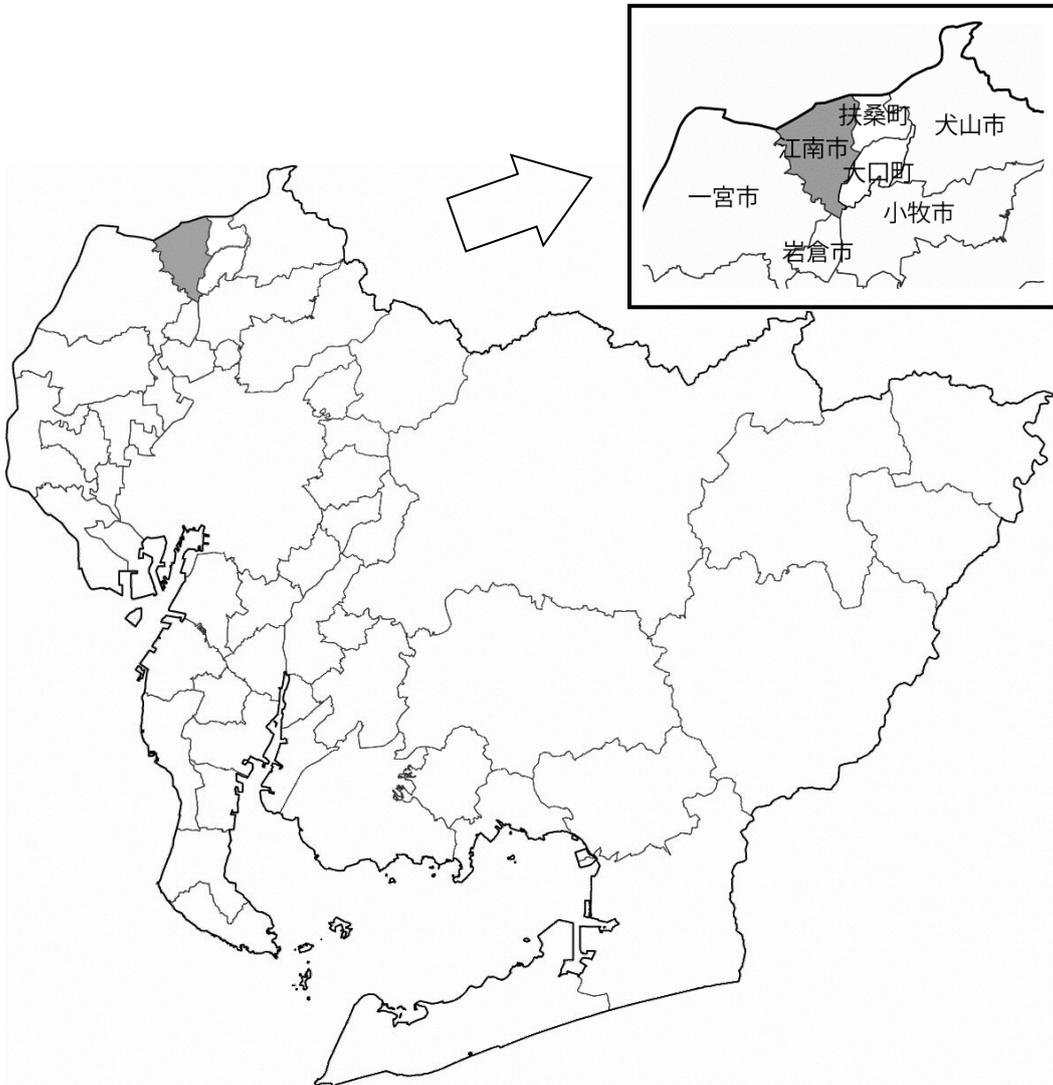


図 1.6 本市の位置

6.2 地勢と概況

地形は全般的に平坦で、木曾川の恵みを受けた肥沃な扇状地であり、温暖な気候・風土と相まって、暮らしに最適な自然環境となっています。名古屋市から約20km圏に位置し、公共交通機関で約20分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み、尾張北部地域の主要都市となっています。また、木曾川を挟み、岐阜県側の地域との交通結節点ともなっています。

第2章 ごみ処理基本計画



1. ごみ処理の現状

1.1 ごみ処理の流れ

下図に本市におけるごみ処理の流れを示します。

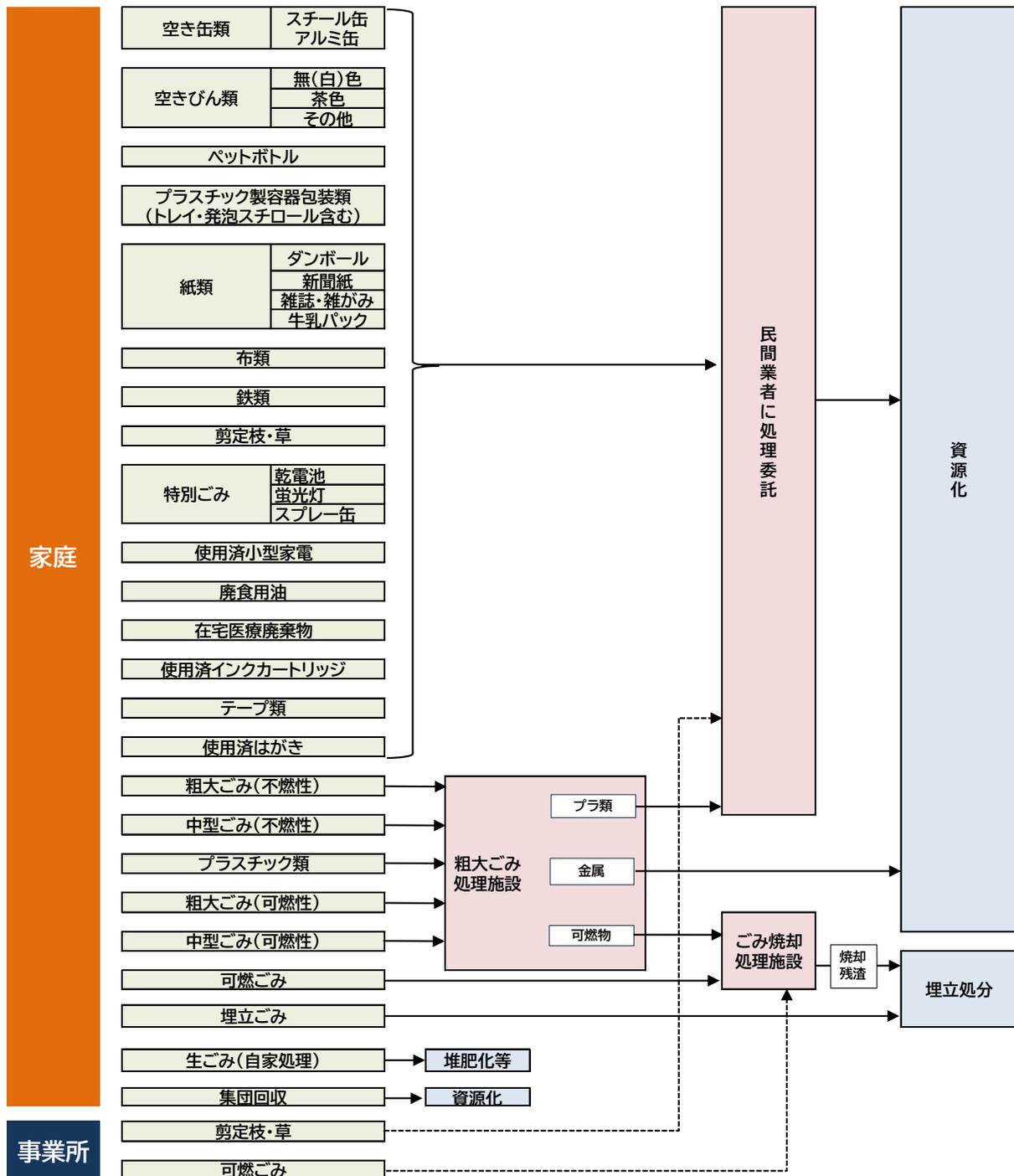


図 2.1 ごみ処理フロー

1.2 家庭系ごみの分別区分

本市における家庭系ごみの分別区分は、以下のとおりです(表 2.1)。

表 2.1 本市における家庭系ごみの分別区分

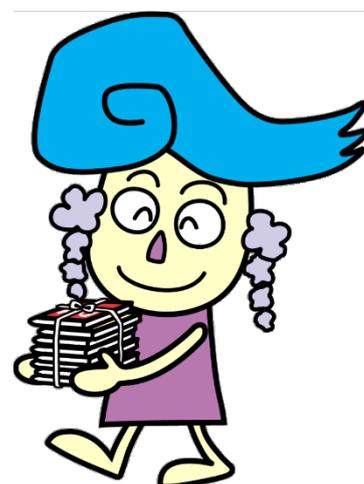
区 分		対象物
可燃ごみ(台所ごみ)		生ごみ、紙おむつ、ティッシュペーパーなど
資源ごみ	紙類	ダンボール、新聞紙、牛乳パック、雑誌、雑がみなど
	空き缶類	スチール缶、アルミ缶、アルミ皿、アルミはくなど
	空きびん類	飲料用、食料用、化粧品用の空き瓶など
	布類	衣類、カーテン、シーツ、タオルなど
	鉄類	鍋、フライパン、やかんなど
	ペットボトル	飲料用、しょうゆ、酒類などのペットボトル
	プラスチック製容器包装類 (トレイ・発泡スチロール含む)	プラスチック製の袋、カップ、トレイ、ボトル、緩衝材など
	廃プラ(プラスチック類)	プラスチック製のおもちゃ、バケツ、CD、DVD、ゲームソフト、革製品(靴、手袋、ベルトなど)、食用油ボトル、カセットテープ、ビデオテープ、プリンターリボンなど
	剪定枝・草	剪定枝、落ち葉、草
	特別ごみ	蛍光管など水銀を含む有害ごみ、乾電池、ボタン電池、コイン電池、スプレー缶など
	使用済はがき	使用済はがき
	使用済インクカートリッジ	使用済インクカートリッジ
	使用済小型家電	リモコン、モバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホン、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット、ケーブル類など
	廃食用油	植物性の天ぷら油
中型ごみ	一辺が60cm未満の電化製品、プラスチック製品、繊維製品、木製品、切り枝、傘など	
埋立ごみ		陶器類、コップ、ライター、電球、植木鉢など
粗大ごみ		縦・横・高さの「いずれか一辺が60cm以上」のもので、一般的に人力(2人)で積み込むことができるもの
在宅医療廃棄物		チューブ類

1.3 ごみ収集の状況

本市における収集の状況は、以下のとおりです(表 2.2)。

表 2.2 本市における収集の状況

区 分		収集回数	排出先	排出方法
可燃ごみ		週2回	可燃ごみ置場	指定袋に入れて出す
資源ごみ	紙類	随時	指定場所	ダンボール、新聞紙(チラシ混入可)、雑誌・雑がみの別に十文字にしぼって出す 牛乳パックは水洗いし、切り開き乾燥させる
	空き缶類	月2回程度	資源ごみ集積場所	専用容器に入れる
	空きびん類			無(白)色、茶色、その他(青・緑・黒)色の別に専用容器に入れる
	布類			十文字にしぼって出す
	鉄類			そのまま出す
	ペットボトル			専用容器に入れる
	プラスチック製容器包装類(トレイ・発泡スチロール含む)			専用容器に入れる
	廃プラ(プラスチック類)			専用容器に入れる
	剪定枝・草			専用容器に入れる
	特別ごみ			専用容器に入れる
	使用済はがき			随時
	使用済インクカートリッジ	市内2施設に設置する回収ボックスに入れる		
	使用済小型家電	市内5施設に設置する回収ボックスに入れる		
	廃食用油	北部リサイクルステーションに設置する専用容器に入れる		
中型ごみ	月2回程度	資源ごみ集積場所	そのまま出す	
埋立ごみ			専用容器に入れる	
粗大ごみ	申込制	各戸玄関先	処理券を貼って出す	
在宅医療廃棄物	月1回	指定場所	市内4施設に設置する回収ボックスに入れる	



1.4 ごみ排出量の推移

(1) 全体のごみ排出量

平成26年度から令和5年度までの、本市のごみ排出量の推移を示します(表2.3)。家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収のいずれも減少し、令和5年度の総排出量は24,440tとなっています。

家庭系ごみは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和元年度から令和2年度にわずかに増加したものの、その後ゆるやかな減少傾向にあり、令和5年度は全ての項目で平成26年度を下回っています。内訳をみると、粗大・中型ごみが大きく減少し、それ以外は微減となっています。

事業系ごみは、令和元年度に微増したものの全体としては減少傾向にあり、令和2年度以降は横ばいとなっています。

集団回収は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に回収量が激減し、令和5年度は平成26年度に比べて大きく減少しています。

表 2.3 本市のごみ排出量の推移

単位:t

区分	ごみ排出量の推移										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
人口(人)	101,087	101,070	100,915	100,749	100,494	100,478	99,948	99,362	98,785	98,389	
家庭系ごみ	可燃ごみ	14,655	14,720	14,598	14,514	14,317	14,456	14,371	14,128	14,090	13,541
	埋立ごみ	385	402	322	386	367	325	322	361	303	295
	粗大・中型ごみ	1,025	982	1,162	1,021	1,077	1,066	1,110	1,063	848	889
	うち可燃	991	963	1,145	1,005	1,059	1,049	1,092	1,047	833	875
	うち不燃	34	19	17	16	18	17	18	17	15	14
	資源ごみ	5,090	5,029	4,930	4,935	4,954	5,017	5,355	5,133	5,001	4,949
家庭系合計	21,155	21,133	21,012	20,856	20,715	20,864	21,158	20,685	20,242	19,674	
事業系ごみ(可燃のみ)	5,140	5,062	4,784	4,727	4,601	4,723	4,419	4,416	4,358	4,389	
集団回収	2,224	2,018	1,848	1,610	1,523	1,428	622	596	607	377	
総合計	28,518	28,213	27,642	27,192	26,839	27,015	26,197	25,695	25,208	24,440	

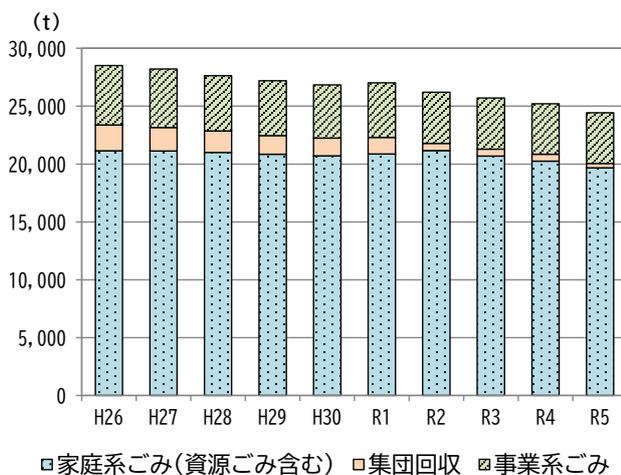


図 2.2 ごみ排出量の推移

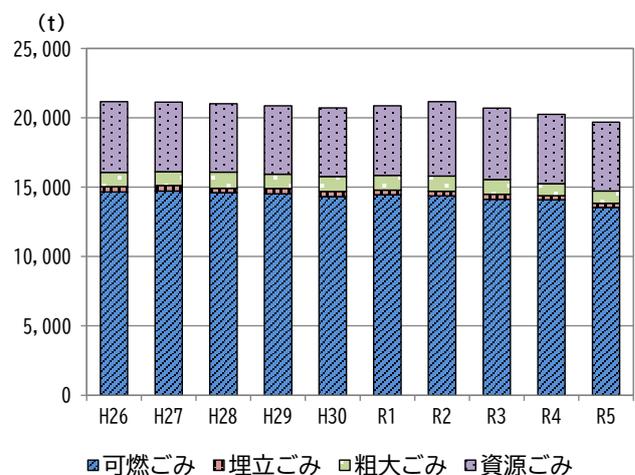


図 2.3 家庭系ごみの推移

(2) 1人当たりの排出量

平成26年度から令和5年度までの、市民1人が1日当たりに排出するごみ量の推移を示します(表2.4)。家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収のいずれも減少しており、令和5年度の総排出量は679g/人・日となっています。

家庭系ごみの令和5年度の1人1日当たりの排出量は546g/人・日となっています。わずかに増加する年度はあるものの、全体としては減少傾向にあります。内訳をみると、資源ごみのみ、令和5年度は平成26年度と同程度で、他は減少しています。

事業系ごみは平成26年度から平成29年度にかけて減少し、令和2年度以降は横ばいとなっています。

集団回収は一貫して減少傾向にありましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大きく減少しています。

表 2.4 本市の1人1日当たり排出量

単位:g/人・日

区分	1人1日排出量の推移										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
総排出量(集団回収含む)	773	763	750	739	732	735	718	709	699	679	
家庭系ごみ	可燃ごみ	397	398	396	395	390	393	394	390	391	376
	埋立ごみ	10	11	9	10	10	9	9	10	8	8
	粗大・中型ごみ	28	27	32	28	29	29	30	29	24	25
	総量(資源ごみ除く)	435	435	437	433	430	431	433	429	423	409
	資源ごみ	138	136	134	134	135	136	147	142	139	137
総量(資源ごみ含む)	573	571	570	567	565	567	580	570	561	546	
事業系ごみ(可燃のみ)	139	137	130	129	125	128	121	122	121	122	
集団回収	60	55	50	44	42	39	17	16	17	10	

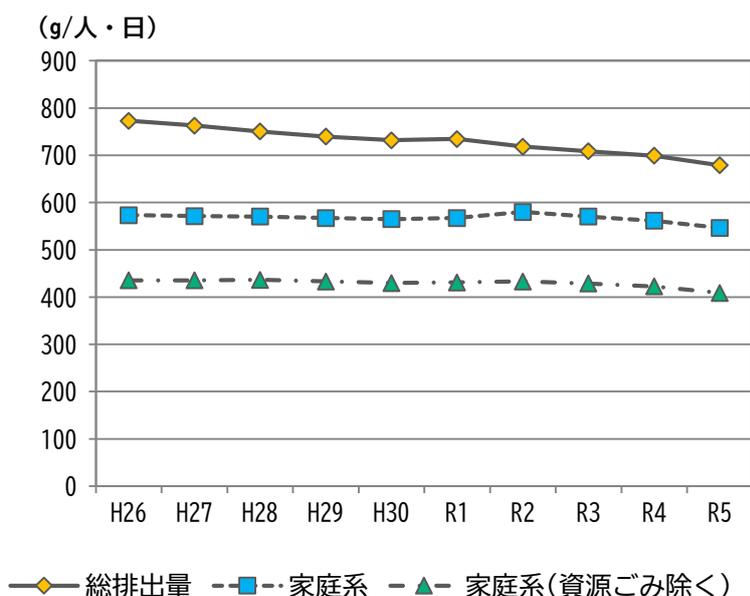


図 2.4 1人1日当たり排出量の推移

1.5 中間処理の概要

(1) 中間処理施設の概要

現在稼働中の中間処理施設の概要は以下のとおりです(表 2.5)。施設の老朽化に伴い、現在、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町で構成される尾張北部環境組合により、中般若町北浦地内で新ごみ処理施設の建設が進められています(表 2.6)。

表 2.5 中間処理施設(既存)の概要

項目	ごみ焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
施設名称	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター ごみ焼却処理施設	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター 粗大ごみ処理施設
所在地	大口町河北一丁目 131 番地	
竣工	昭和 57 年 10 月 30 日	昭和 57 年 3 月 31 日
敷地面積	33,095 m ² (最終処分場 14,530 m ² を含む)	
施設面積	建物延床面積 5,529 m ² (粗大ごみ処理施設を含む)	
処理能力	150t/24 時間(75t/24 時間×2 炉)	30t/5 時間
処理方式	全連続燃焼式 旋回流型流動床式焼却炉 ¹	縦型スウィングハンマ式 ²

表 2.6 中間処理施設(新設)の概要

項目	ごみ焼却処理施設	不燃・粗大ごみ処理施設
施設名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設	マテリアルリサイクル推進施設
所在地	江南市中般若町北浦地内	
竣工	令和 10 年 3 月 予定	
敷地面積	約 30,000m ²	
施設面積	建物延床面積 約 16,000 m ²	
処理能力	194t/24 時間(97t/24 時間×2 炉)	14t/5 時間
処理方式	全連続燃焼式ストーカ式焼却炉 ³	縦型リンググライнда式+二軸低速回転式 ⁴

1 全連続燃焼式旋回流型流動床式焼却炉

砂を入れた炉の内部へ下部から空気を送り、砂が流動状態になったところにごみを投入して燃やす焼却炉の方式。ごみと砂の伝熱効率が高く、生ごみなど含水率の高いものでも燃焼効率が良く、燃焼時間も早いといった特性をもつ。

2 縦型スウィングハンマ式

上部から粗大ごみを投入し、落下する間に数段のハンマによって破碎する方式。

3 全連続燃焼式ストーカ式焼却炉

ストーカ(火格子)の動きによって、ごみを攪拌・搬送してごみを燃やす仕組み。ストーカの下から加熱した空気を送り込んでおり、ストーカの動く早さや空気の温度や量等を調節することで、燃焼を制御する。運転開始時と停止時以外は、燃料を必要としない。

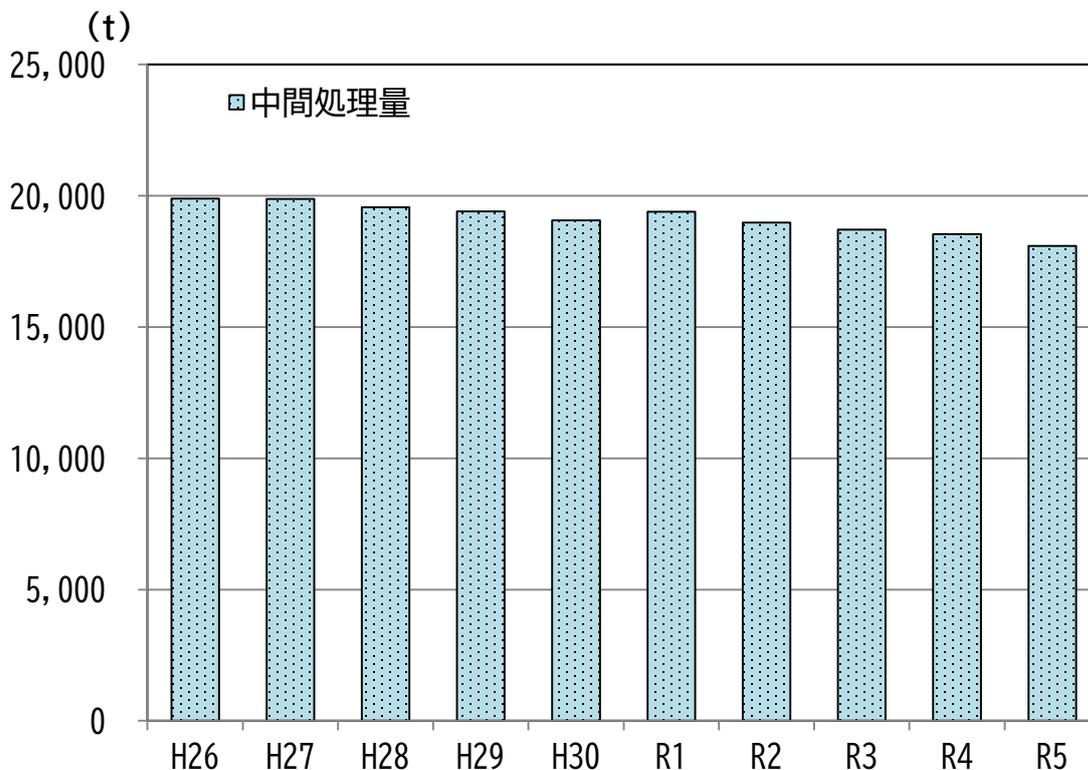
4 縦型リンググライнда式:リング状のグライндаを用いてすりつぶし効果で破碎する方式。

二軸低速回転式:平行して設けられた回転軸相互の切断刃でせん断して破碎する方式。

(2) 中間処理量の推移

下図に中間処理量(焼却処理量)の推移を示します(図 2.5)。

焼却処理量は、平成 26 年度以降徐々に減少し、令和 5 年度は 18,094t となっています。



出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」より

図 2.5 中間処理(焼却処理)量の推移



1.6 最終処分

(1) 最終処分場の概要

本市に関連する最終処分場は、本市が運営主体のもの、江南丹羽環境管理組合が運営主体のもの 2 施設があります。最終処分場の概要は以下のとおりです(表 2.7)。本市の最終処分場には埋立ごみを、組合の最終処分場には中間処理施設から発生した固化灰及び不燃物の一部を埋め立てるものです。

表 2.7 最終処分場の概要

運営主体	施設	概要	
江南市	最終処分場	所在地	江南市小杣町鴨ヶ池地内
		敷地面積	19,783 m ²
		埋立面積	13,670 m ²
		埋立容積	59,700 m ³
		埋立開始	平成4年10月
		施設形式	準好気性埋立方式 ¹
江南丹羽 環境管理 組合	最終処分場	所在地	大口町河北地内
		敷地面積	14,530 m ²
		埋立面積	9,980 m ²
		埋立容積	32,300 m ³
		埋立開始	平成3年6月1日
		施設形式	準好気性埋立方式 ¹

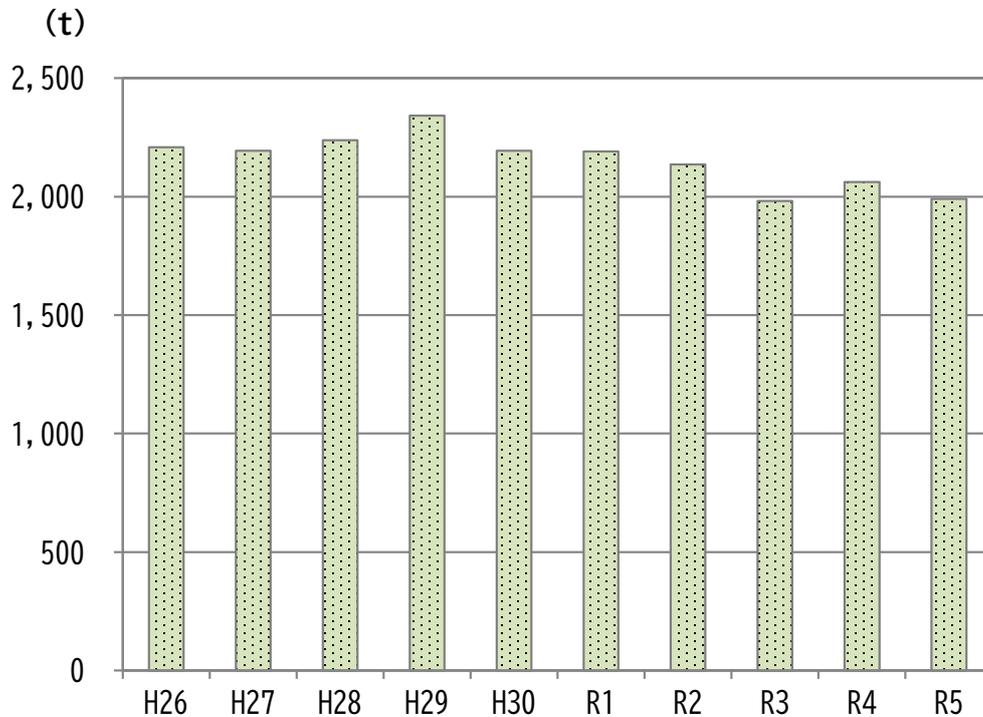
¹ 準好気性埋立方式

埋立地の底部に浸出水集配水管を設け、浸出水をできるだけ速やかに埋立地の系外に排除し、廃棄物層に浸出水を滞水させないようにした構造。

(2) 最終処分量の推移

下図に最終処分量の推移を示します(図 2.6)。

最終処分量は、全体的には徐々に減少傾向にあり、令和5年度は1,991tとなっています。



出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」より

図 2.6 最終処分量の推移



1.7 可燃ごみの成分分析結果

江南丹羽環境管理組合 環境美化センターでは、搬入されたごみの成分分析を定期的に行っています(図 2.7)。令和5年度の年平均の成分分析結果を見ると、紙・布類、高分子類、木・竹・わら類、厨芥類がほとんどとなっています。

厨芥類は、湿ベース¹では34.8%ですが乾ベース²では21.2%に減少しており、この結果から、水切り・乾燥等によって生ごみに含まれる水分の減少を推奨することで、搬入量の低減に結びつくことが考えられます。

また、紙・布類は、湿ベース、乾ベースともに3割以上を占めていることから、資源となる紙・布類がまだ含まれている可能性があること、今後も紙類の資源化の取り組みを継続して行うことで可燃ごみを減量できる可能性があることが伺えます。

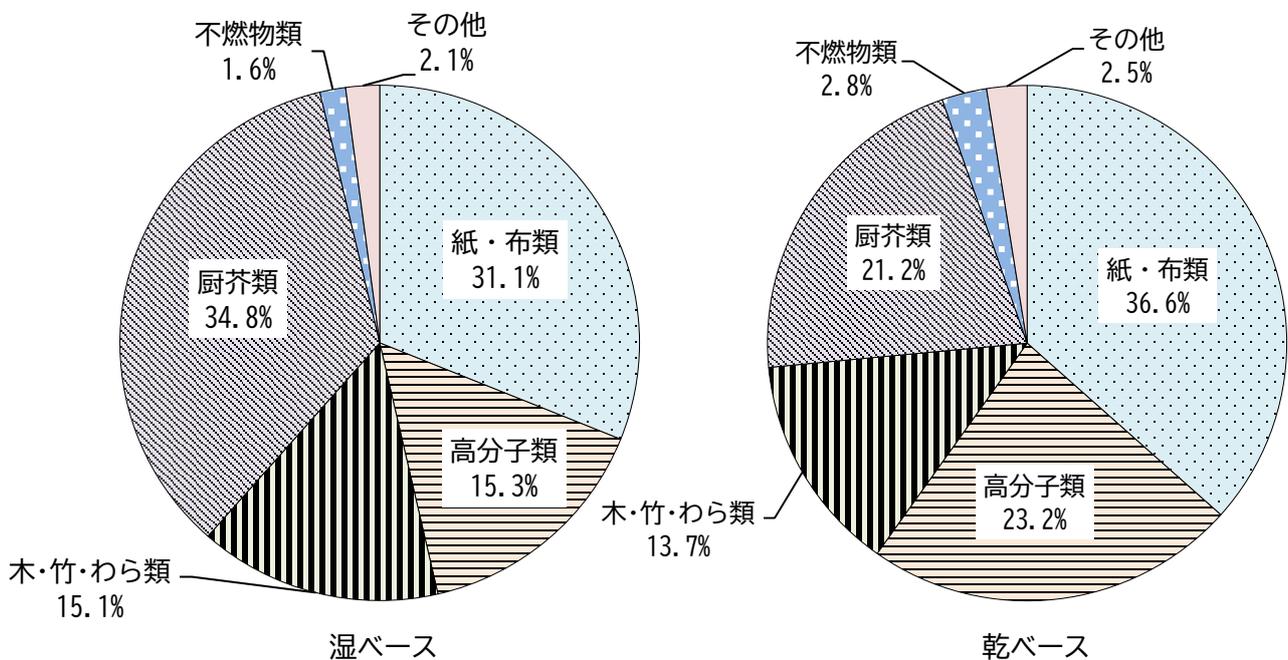


図 2.7 可燃ごみの成分分析結果(令和5年度平均値)

¹ 湿ベース:ごみを採取したままの状態での測定値

² 乾ベース:ごみを乾燥させた後の状態での測定値

1.8 資源ごみ収集の現状

(1) リサイクルステーションの概要

本市では、資源ごみ排出の利便性向上のため、市内 2 か所に資源回収拠点としてリサイクルステーションを設置し、資源ごみの収集を行っています(表 2.8)。

表 2.8 リサイクルステーションの概要

名称	北部リサイクルステーション	南部リサイクルステーション
所在地	江南市和田町旭 181 (環境事業センター内)	江南市布袋町西布 22 番 1 (布袋駅北側鉄道高架下)
開設日	月曜日～土曜日 ※祝休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は開設していません。	日曜日・月曜日・火曜日 ※祝休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は開設していません。 日曜日が祝日の場合は、翌日の振替休日(月曜日)を休みとします。
開設時間	午前 10 時～午後 4 時まで	午前 10 時～午後 4 時まで
収集品目	紙類 プラスチック製容器包装類 廃プラ 空き缶類 空き瓶類 ペットボトル 布類 鉄類 使用済小型家電 プランターの土 特別ごみ(乾電池、蛍光管、スプレー缶) パソコン類 剪定枝・草(土曜日のみ) 羽毛布団(ダウン 50%以上のもの) 小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池に限る) 廃食用油 使用済インクカートリッジ	空き缶類 空き瓶類 ペットボトル プラスチック製容器包装類 廃プラ スプレー缶 中型ごみ 埋立ごみ
位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部リサイクルステーション ◎ 市役所 ■ 駅 +++ 名鉄犬山線 — 県道 — 国道 	<ul style="list-style-type: none"> ● 南部リサイクルステーション ◎ 市役所 ■ 駅 +++ 名鉄犬山線 — 県道 — 国道

(2) 資源ごみ量の推移

平成 26 年度から令和 5 年度までの、本市の資源ごみ排出量の推移を示します(表 2.9、図 2.8)。資源ごみ排出量は、令和 2 年度、令和 3 年度にわずかに増加しましたが、おおむね 5,000t 前後で横ばいに推移しています。

紙類をはじめとする各項目が減少する中、プラスチック製容器包装類は微増、ペットボトル、剪定枝・草、小型家電等は増加しています。

新たな資源ごみとして、令和元年度より羽毛布団、令和 2 年度より小型充電式電池、令和 3 年度よりインクカートリッジの収集を開始しました。また、令和元年度よりリサイクルボックスによる紙類の回収を実施しています。

表 2.9 本市の資源ごみ排出量の状況

単位:t

区分	資源ごみ排出量の推移									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
紙類	1,305	1,123	1,013	930	865	806	908	859	764	768
紙類(リサイクルボックス)	-	-	-	-	-	13	30	29	26	25
布類	92	49	42	55	64	67	140	111	84	76
空き缶類	169	161	154	150	150	148	156	148	144	136
鉄類	167	175	184	193	224	219	166	107	83	68
空きびん類	519	484	470	456	447	432	438	438	422	397
ペットボトル	115	111	108	104	108	126	136	141	146	140
プラスチック製容器包装類	455	454	448	455	462	471	502	505	502	497
プラスチック類	786	793	755	757	821	828	907	832	792	741
インクカートリッジ	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
特別ごみ	39	32	36	36	39	30	36	37	35	35
廃食用油	4	4	4	3	3	3	3	2	1	1
剪定枝・草	1,439	1,587	1,668	1,714	1,684	1,780	1,815	1,812	1,917	1,994
羽毛布団	-	-	-	-	-	0	0	1	1	1
小型充電式電池	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0
小型家電等	0	56	48	82	87	94	118	111	84	70
合計	5,090	5,029	4,930	4,935	4,954	5,017	5,355	5,133	5,001	4,949

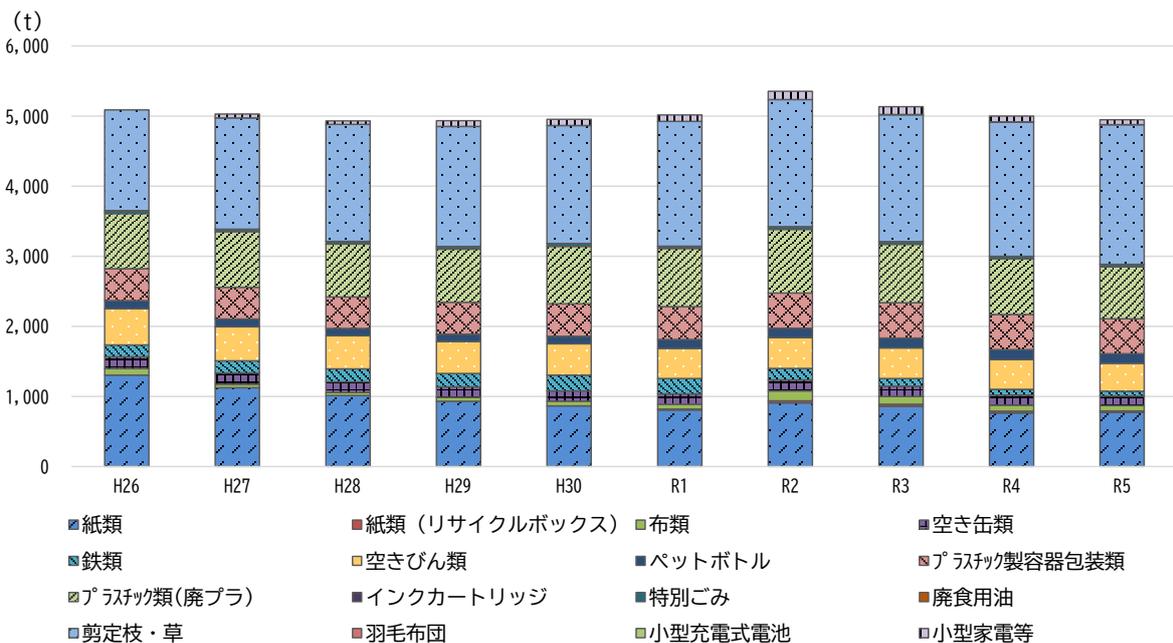


図 2.8 資源ごみ排出量の推移

1.9 集団回収の現状

平成26年度から令和5年度までの、本市のごみ集団回収量の推移を示します(表 2.10、図 2.9)。本市では、資源ごみ回収の登録団体に助成金を交付して、資源回収を促進していますが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、大きく減少しています。

資源ごみ回収量は令和5年度で377t(補助対象外であるアルミ缶も含む)と、平成26年度に比べて約1/6に、回収団体は55団体と平成26年度に比べてほぼ半減するなど、大きく減少しています。それに伴い、助成金額も令和5年度は112万円と、平成26年度に比べて約1/6となっています。

表 2.10 本市の集団回収の状況

単位:t

区分	項目	集団回収量の推移										
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
補助対象	紙類	ダンボール	383	327	324	300	306	295	196	158	153	116
		新聞紙	1,106	1,015	934	806	744	674	231	242	254	140
		雑誌・雑がみ	556	499	454	388	364	347	156	149	154	97
		牛乳パック	17	42	21	19	16	17	10	11	10	7
		計	2,062	1,883	1,733	1,513	1,430	1,333	593	560	571	360
	布類	146	121	102	85	82	84	23	30	31	13	
	小計	2,208	2,004	1,835	1,598	1,512	1,417	616	590	602	373	
補助対象外	アルミ缶	16	14	13	12	11	11	6	6	5	4	
	合計	2,224	2,018	1,848	1,610	1,523	1,428	622	596	607	377	
	回収団体数(団体)	101	99	98	97	97	97	56	60	62	55	
	団体助成金(千円)	6,623	6,013	5,501	4,792	4,537	4,251	1,844	1,766	1,808	1,120	

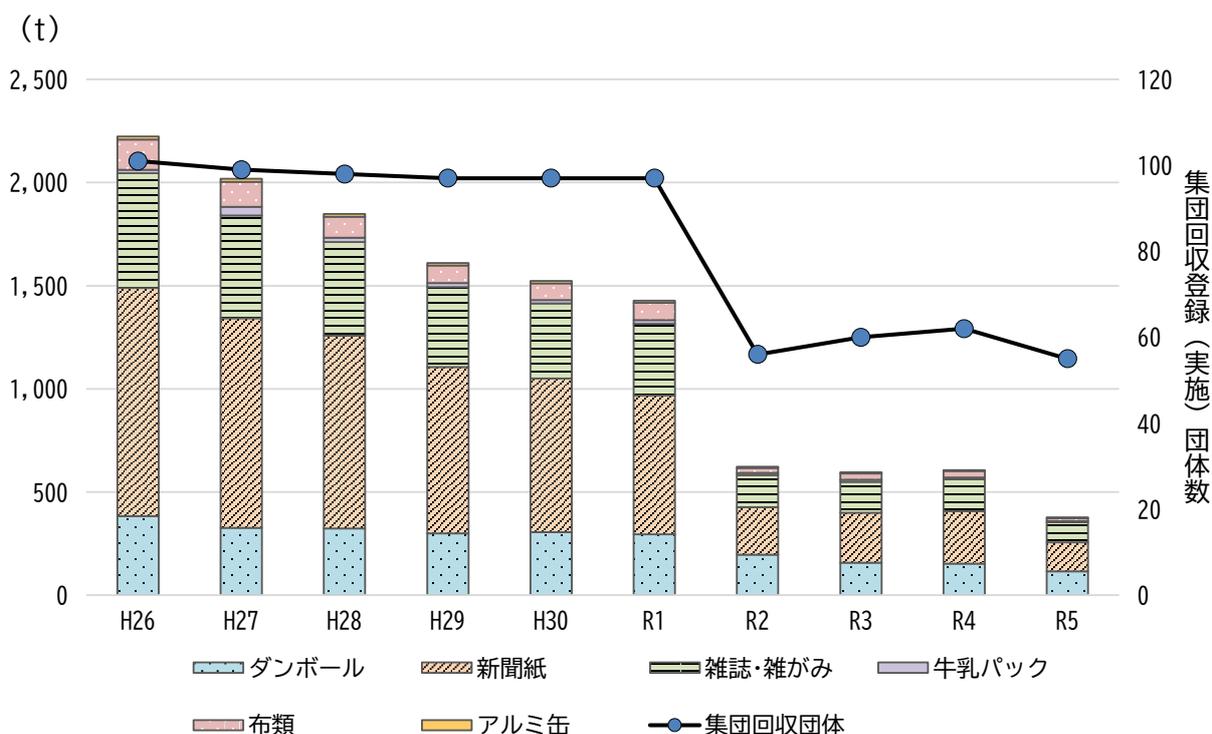


図 2.9 集団回収量及び団体数の推移

1.10 他自治体と比較した本市のごみ排出状況

令和4年度の実績を基にして、1人1日当たりのごみの量を、愛知県内の市町村と比較した結果を示します(表2.10)。

本市は、「1人1日当たりのごみ排出量(集団回収等を含めた家庭系・事業系の総排出量)」では、県内の市町村のうち5位、「処理しなければならないごみの1人1日当たりの量」及び「1人1日当たりの家庭系ごみの量」では2位となっており、いずれの指標も県平均より上位となっています。

表 2.11 ごみ減量化等が進んでいる愛知県内の上位5市町村

順位	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		処理しなければならないごみの1人1日当たりの量 (g/人・日)		1人1日当たりの家庭系ごみの量 (g/人・日)		リサイクル率 (%)		1人当たりの最終処分量 (kg/人・年)	
	市町村	量	市町村	量	市町村	量	市町村	率	市町村	量
1	岩倉市	611	岩倉市	498	大口町	412	武豊町	41.3	岩倉市	4.6
2	幸田町	654	江南市	542	江南市	421	小牧市	36.5	小牧市	6.5
3	扶桑町	678	幸田町	555	豊橋市	433	大口町	31.7	名古屋市	7.1
4	大治町	683	扶桑町	565	武豊町	438	田原市	31.1	豊明市	7.2
5	江南市	696	武豊町	567	扶桑町	439	大府市	30.5	東浦町	7.7
							江南市	23.9 (18位)	江南市	20.8 (21位)
県平均	—	864	—	709	—	501	—	22.2	—	20.0

出典:愛知県「令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査の結果について」



1.11 アンケート調査結果

本計画の策定に当たり、住民・事業者の現状及び意向を調査するアンケートを実施した結果の概要を示します。

(1) 住民

【ごみの減量化に関する意識について】

ごみの減量や資源のリサイクルへの関心については、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」が合わせて 82%となっており、ごみ減量や資源のリサイクルへの関心の高さが伺えました。

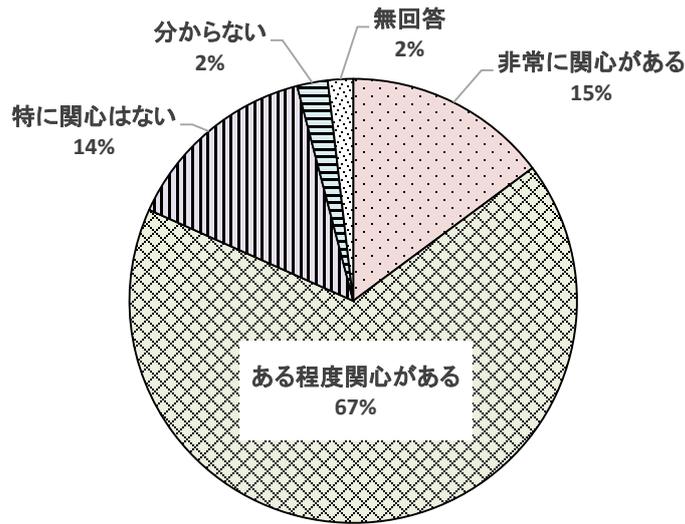


図 2.10 ごみの減量や資源のリサイクルへの関心について

【ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みについて】

ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みについてのアンケートを実施した結果、多くの項目で「積極的に実行している」、「たまに実行している」という回答が見られました。しかし、「生ごみはコンポスト、生ごみ処理機で減量」、「リサイクル講習会やごみの施設見学会等に参加」など、まだあまり実行に移せていないものも見られました。

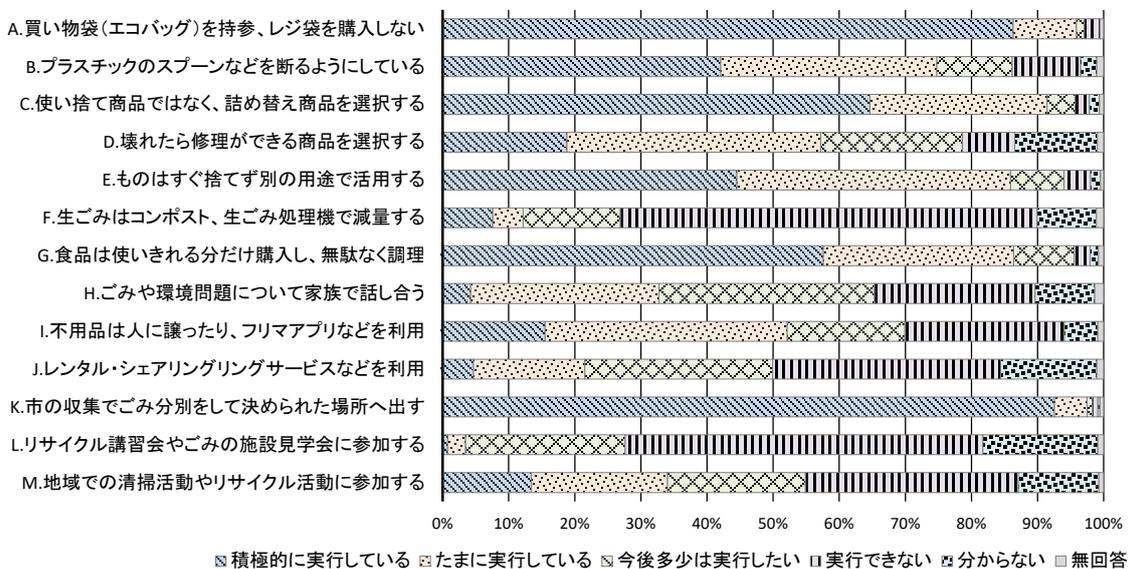


図 2.11 ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みについて

【循環資源の高度利用について】

循環資源の高度利用(リサイクルなど)について、今後本市のごみ行政として優先的に取り組むべき事項に関しては、「リサイクルステーションなどのリサイクルの活動の拠点となる施設を増設」という項目が特に多い結果となりました。

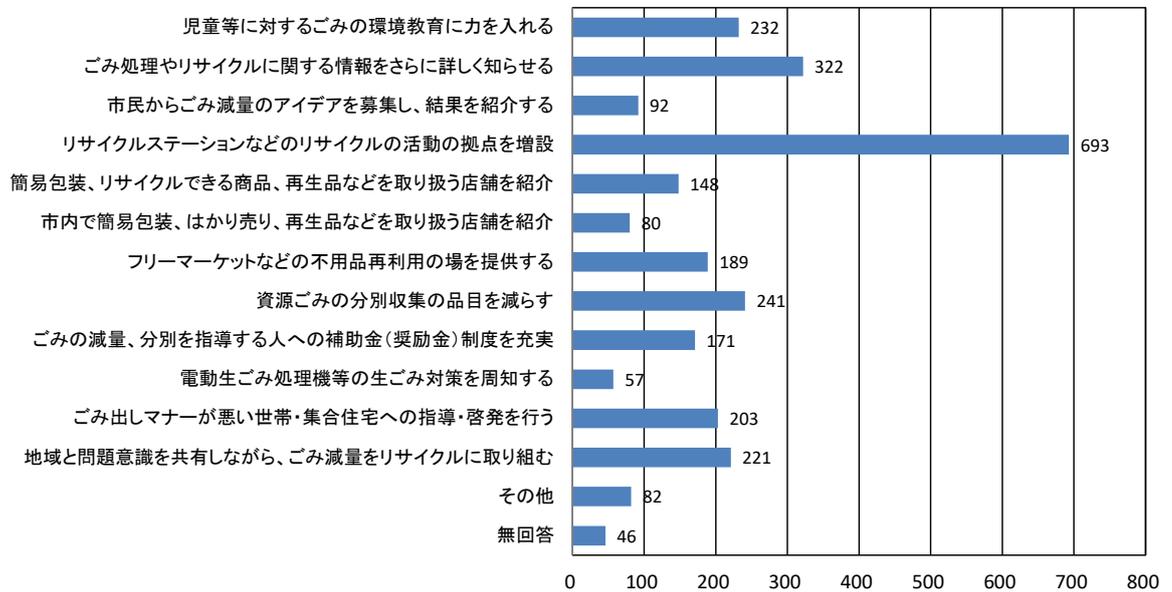


図 2.12 本市のごみ行政が優先的に取り組むべき内容について

【安全・安心なごみの適正処理体制について】

ごみの収集回数については、可燃ごみでは「現状のままでよい」という回答が多く見られましたが、資源ごみでは「増やす方がよい」と回答された方が24%見られました。

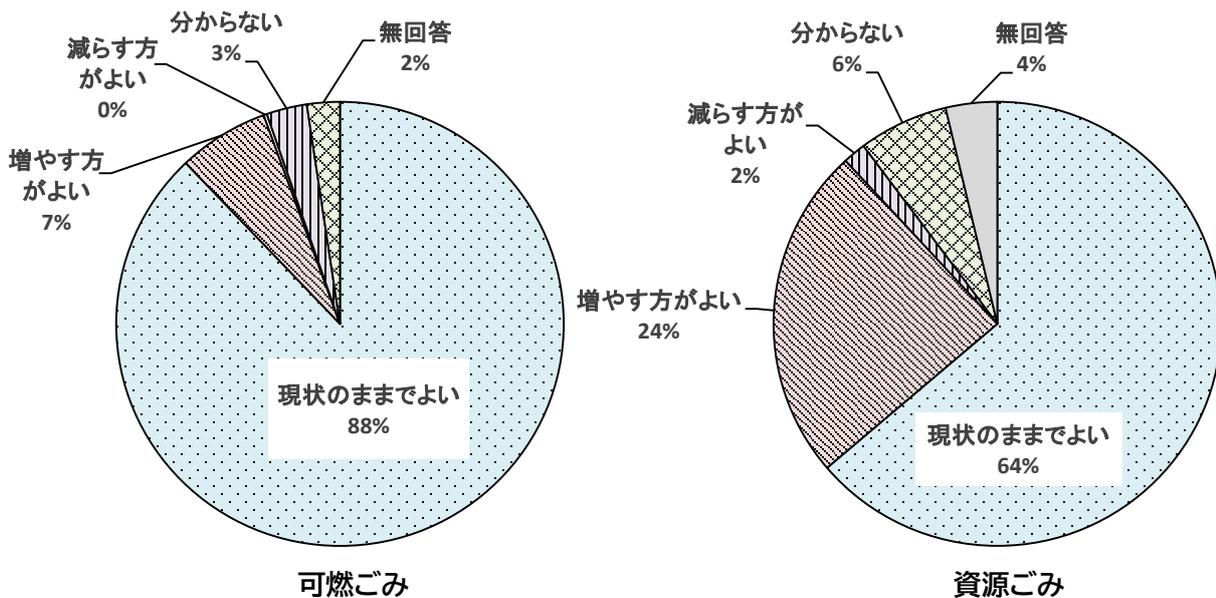


図 2.13 ごみの収集回数について

(2) 事業者

【分別を行っているごみの種類について】

事業所で分別を行っているごみの種類については、その他以外の全ての分別区分で、70%以上の事業者が分別に取り組みされており、特に可燃ごみと紙類が高い結果となりました。

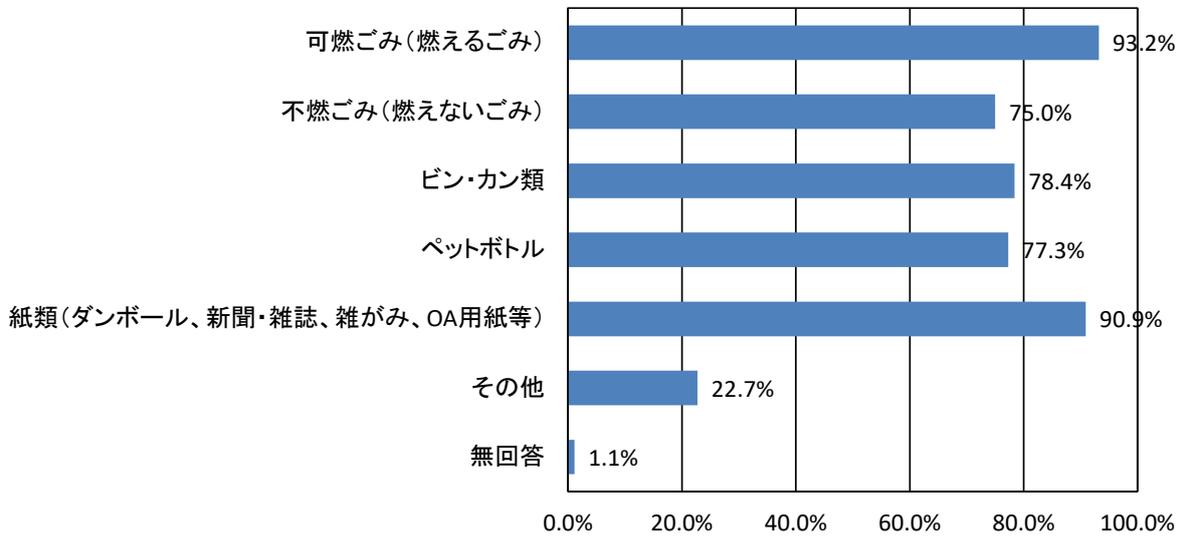


図 2.14 事業所で分別を行っているごみの種類について

【紙類の処分方法について】

分別に取り組みされている割合が高い紙類のうち、新聞・チラシ、雑誌、段ボールは多くが資源化されており、可燃ごみとして処分されている割合は20%程度でした。しかし、シュレッダーくず、OA用紙、雑がみはあまり資源化されておらず、可燃ごみとして処理されている割合が40%前後と高い値となりました。

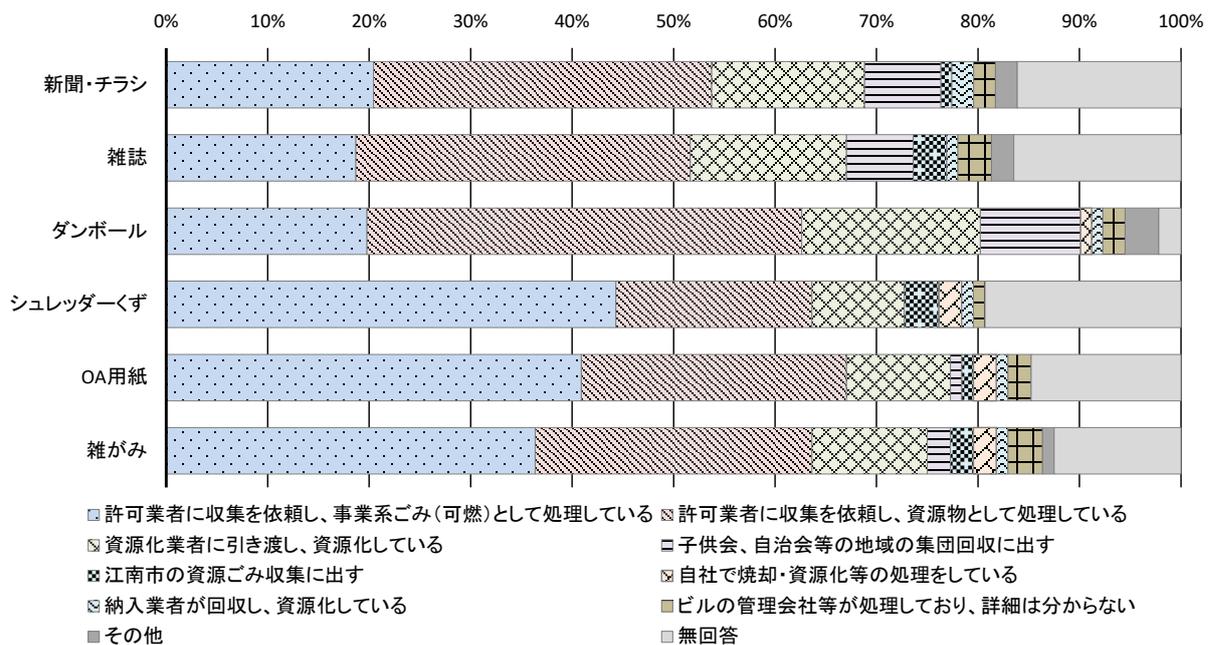


図 2.15 紙類の処理方法について

1.12 前計画での取り組み状況

(1) 前計画における減量目標値と実績値の状況

令和2年3月に策定したごみ処理基本計画(改訂版)では、目標年度(令和6年度)における減量目標値(以下、目標値という。)を定めています。

家庭系ごみ(資源ごみを除く)の目標値は、1人1日当たりの排出量の値で、目標年度(令和6年度)は可燃ごみ 379g/人・日、埋立ごみ 10g/人・日、粗大・中型ごみ 31g/人・日としています。また、事業系ごみについても同様に、目標年度(令和6年度)は122g/人・日としています。

目標値及び令和5年度における実績値について示します(表2.12)。また、図2.16から図2.18に、目標値を設定した家庭系の可燃ごみ、埋立ごみ、粗大・中型ごみ及び事業系可燃ごみの1人1日当たりの排出量について、推移と目標値を示します。なお、目標値は1人1日当たり排出量とし、総排出量は参考値として示しました。

令和5年度実績値と目標値を比較したところ、全ての項目について、減量目標値を達成しています。

表 2.12 前計画における減量目標値(令和6年度)と令和5年度実績値

項目		H30 実績値	R5 実績値	R6 目標値	
家庭系ごみ	可燃ごみ	1人1日当たり排出量	390g/人・日	376g/人・日	379g/人・日
		(総排出量)	(14,317t/年)	(13,541t/年)	(13,652t/年)
	埋立ごみ	1人1日当たり排出量	10g/人・日	8g/人・日	10g/人・日
		(総排出量)	(367t/年)	(295t/年)	(360t/年)
	粗大・中型ごみ	1人1日当たり排出量	29g/人・日	25g/人・日	31g/人・日
		(総排出量)	(1,077t/年)	(889t/年)	(1,113t/年)
事業系可燃ごみ	1人1日当たり排出量	125g/人・日	122g/人・日	122g/人・日	
	(総排出量)	(4,601t/年)	(4,389t/年)	(4,387t/年)	

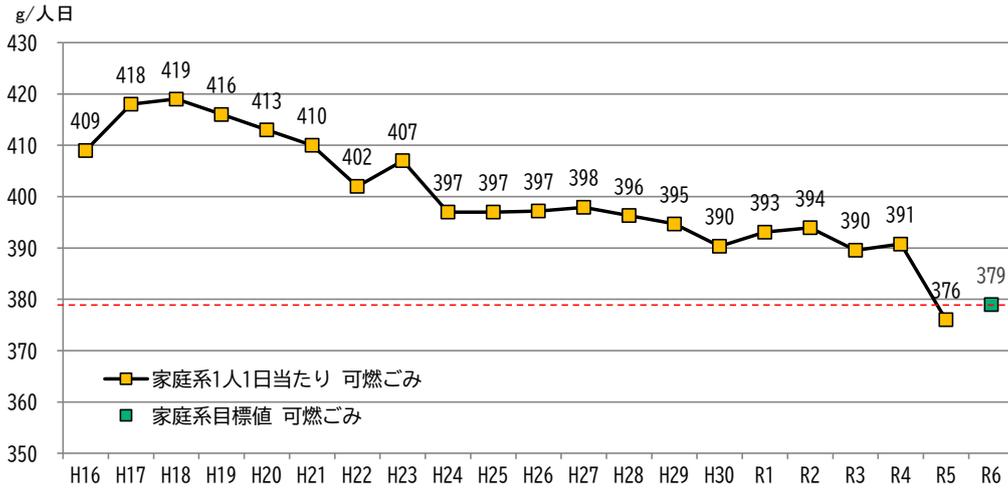


図 2.16 家庭系可燃ごみ 1 人 1 日当たりの推移と目標値との比較

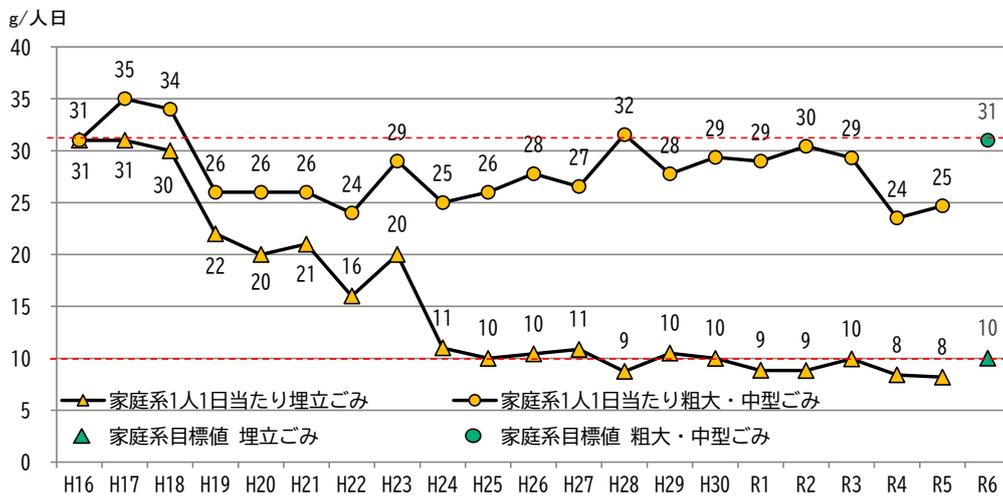


図 2.17 家庭系埋立ごみ、粗大・中型ごみ 1 人 1 日当たりの推移と目標値との比較

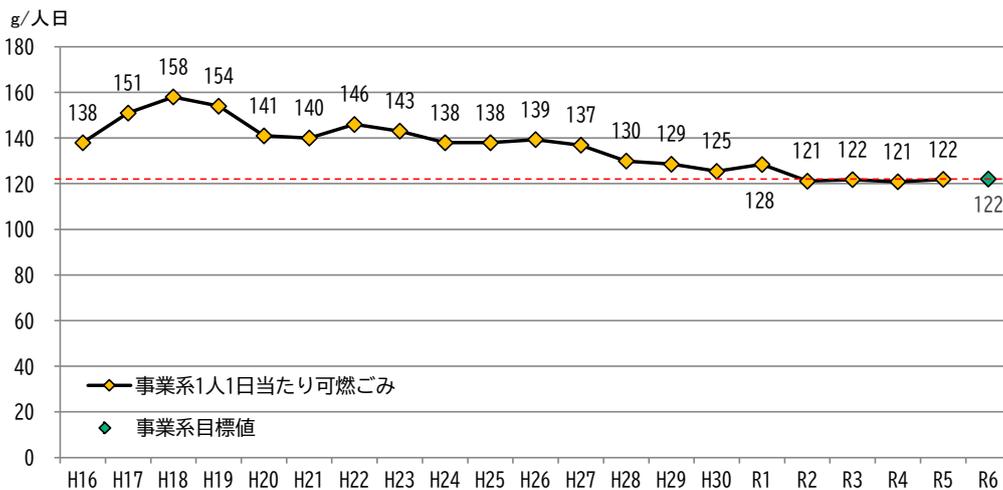


図 2.18 事業系可燃ごみ 1 人 1 日当たりの推移と目標値との比較

(2) 国・県等の数値目標と本市の現況

国の第五次循環型社会形成推進基本計画及び愛知県廃棄物処理計画では、数値的な指標として下表に示す目標値を示しています。

表 2.13 国及び県の目標値(一般廃棄物)

計画	指標	目標年次	目標値
第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月)	資源生産性	R12	約60万円/t
	一人当たりの天然資源消費量		約11t/人
	再生可能資源及び循環資源の投入割合		約34%
	入口側の循環利用率		約19%
	出口側の循環利用率		約44%
	最終処分量		約1,100万t
愛知県廃棄物処理計画(令和4年度～令和8年度)	排出量	R8	R1比 -6%
	再生利用率		23% (R1比 +2%)
	最終処分量		R1比 -4%
	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量		480g/人・日

県の目標と本市の現状を比較した結果を表 2.14 に示します。本市の「家庭系ごみの1人1日当たりの排出量」は令和5年度実績で409g/人・日となり、愛知県の目標値をすでに達成しています。また、排出量、再生利用率、最終処分量についても本市は愛知県の目標を達成しています。

表 2.14 県の目標値(一般廃棄物)との比較結果

愛知県の目標 (目標年次:R8)		江南市実績	
		R1	R5
排出量	R1比 -6%	25,588t	24,063 t (-6%)
再生利用率	23% (R1比 +2%)	23.9%	25.1% (+1.2%)
最終処分量	R1比 -4%	2,191t	1,991t (-9%)
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	480g/人・日	431g/人・日	409g/人・日

(3) 施策の取り組み状況及び成果

計画の施策の項目ごとに、取り組み状況及び成果を示します。令和元年度から令和 5 年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、一部の取り組みを縮小・中止しました。

【ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進】

市民向けの情報提供・意識啓発については、市広報誌や SNS 等を用いたごみ減量の呼びかけのほか、ごみの減量や分別についての懇談会・意見交換会の開催、ボランティア分別指導員養成講座の開催、希望者に向けた環境学習やごみ処理・リサイクル施設の見学会を実施しています。

事業所に対しては、事業所向けごみ処理手引書(改訂版)の配布を実施しました。

【ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みの推進】

まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品を減らすための取り組みとして、認定 NPO 法人と連携したフードドライブや、市民と店舗をマッチングさせるフードシェアリングサービスを実施しています。

このほか、家庭用生ごみ処理機器設置に対する補助、市民同士の不用品交換を行うリサイクルバンク、レジ袋削減・マイバッグ持参に関する啓発、家庭からの剪定枝・草の分別排出の促進なども引き続き実施しています。

【循環資源の高度利用の促進】

資源ごみ排出の利便性向上のため、資源回収の拠点として南部リサイクルステーションを開設しました。

また、令和 2 年 4 月より収集できる紙の範囲を拡大したほか、令和 2 年 7 月に小型充電式電池とボタン電池の回収を開始しています。さらに、令和 3 年 11 月から使用済インクカートリッジをプリンターメーカーが回収する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参画するなど、資源ごみの回収拠点・回数の充実と、分別品目、処理方法の見直しを進めています。

【安全・安心なごみの適正処理体制の確保】

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分については、日常的な点検・整備活動の実施により、安定した処理体制の維持を図っています。また、ごみ排出困難者に向けて、令和 4 年 6 月から「ふれあい収集」を実施しています。

このほか、災害時・荒天時の収集体制の確立のため、令和 2 年 2 月に災害廃棄物処理計画を策定しました。

なお、本市では、平成 31 年 1 月に「エコシティ江南行動計画」を策定し、市民、事業者と市が「協働」して取り組むことができる具体的な施策を打ち出しています。本計画では、エコシティ江南行動計画とも連携し、ごみ減量・資源の循環利用に向けた施策を推進します。

2. 課題

2.1 ごみの減量化・資源化に関する課題

●ごみの減量化に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。

近年のごみ減量化に向けた取り組みにより、本市のごみ(資源ごみを含む)の1人1日当たりの排出量は、県内の他の自治体と比較すると、非常に少ない状況を維持しています(令和4年度実績で、1人1日当たりのごみの量は54自治体中5位、1人1日当たりの家庭系ごみの量は54自治体中2位)。令和5年度も、1人1日当たりのごみ排出量は非常に少なくなっていますが、事業系ごみを含めて今後の排出量について注視し、減量化、資源化に向けた取り組みを引き続き推進する必要があります。

●紙類の分別排出の促進に向けた情報提供及び環境の整備を行う必要がある。

近年、資源ごみ収集、集団回収ともに、紙・布類が大きく減少しており、令和5年度の紙・布類の排出量は平成26年度と比較して32%減となっています。これには、新聞や雑誌などの紙類の流通量の減少、民間のリサイクル拠点の増加など、複数の要因が考えられますが、可燃ごみの成分分析結果では紙・布類が1/3程度を占めていることから、可燃ごみの中に、資源化可能な紙類、特に雑がみが未だに多く含まれている可能性があると考えられます。

そのため、特に紙類の分別について、より詳しく情報提供を行います。

●事業系ごみにおける資源ごみの分別排出を促進する必要がある。

事業所では、比較的資源化が容易な紙類についても許可業者に委託して処理(焼却)を行っている実態が多く見られることから、事業者に対して、資源ごみの分別排出(民間再生資源事業者等へ資源として排出する)に関する啓発や再生資源事業者に関する情報提供等を行う必要があります。

●こどもに向けた新たな環境啓発方法を検討する必要がある。

令和2年度にイベントが縮小されて以降、小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰については実施されていないことから、今後、学校以外の団体を中心とする活動など、新たな環境啓発方法を検討する必要があります。また、夏休みに実施している親子に向けたリサイクル工場の見学会については、開催時期も含め新たな内容を検討する必要があります。

●家庭からの剪定枝・草の分別排出を促進する必要がある。

剪定枝・草は、平成24年6月から資源ごみとして収集しており、北部リサイクルステーションでも収集を実施しています。収集量も、平成26年度から令和5年度の10年間で約1.4倍に増加しています。しかし、可燃ごみの成分分析結果では「木・竹・わら類」が約10%程度含まれていることから、依然として可燃ごみとして排出されることも多いと考えられます。このため、常設の剪定枝・草収集場所の設置や、効果的な収集方法について検討する必要があります。

●その他のごみ減量に向けた取り組みの課題

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大以降、資源ごみの集団回収を実施する団体が減少していることから、活動を休止している団体に対して、集団回収の再開を働きかけていく必要があります。
- ・市民の生活スタイルの変化等に伴うごみ排出方法の変化に対応するため、ごみ集積所の運営や分別指導員の在り方についても検討していく必要があります。

2.2 収集運搬に関する課題

●市民の年齢構成や世帯構成の変化に対応した分別収集体制を検討する必要がある。

本市では団塊の世代と団塊ジュニアの世代が多い年齢構成となっており、現在、団塊の世代は75歳以上に達しています。今後10年間を考えた場合、高齢化率の上昇とともに、ごみの排出が困難な世帯が増加することが考えられます。

また、核家族化の進展や共働き世帯の増加によるライフスタイルの変化に伴い、資源ごみ集積場所の立ち当番制度の在り方に関する要望が寄せられています。そのため、今後の市民の年齢構成や世帯構成の変化、ライフスタイルの変化などを念頭に置いた分別収集体制について、検討する必要があります。

2.3 中間処理に関する課題

●新ごみ処理施設の供用開始に向けた手続きを進めていく必要がある。

老朽化が進んでいる江南丹羽環境管理組合の焼却施設に代わる施設として、尾張北部環境組合において中般若町北浦地内に新ごみ処理施設を建設中であり、構成市町である犬山市、大口町及び扶桑町とともに、令和10年度の供用開始に向けて所定の事務手続きを迅速かつ適切に進めていく必要があります。

●焼却するごみの内容を見直す必要がある。

ごみの発生抑制や資源化の推進により、焼却処理量は徐々に減少する傾向にありますが、環境負荷を低減することも考慮した分別区分とする必要があります。

●事業系ごみの適正処理困難物等に対する指導を行う必要がある。

資源化の推進や適正処理困難物の混入防止のために、排出事業者や収集運搬許可業者に対する分別指導を引き続き行う必要があります。

2.4 最終処分に関する課題

●最終処分量の低減を図る必要がある。

本市では、ごみ焼却処理施設からの焼却残渣等は民間の最終処分場で、埋立ごみは本市の最終処分場で埋立処分しており、これらの施設での最終処分量を減らすために、より一層の発生抑制・資源化を推進する必要があります。

3. 基本計画

3.1 計画の方針

(1) 基本理念

国は、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。第五次循環型社会形成推進基本計画では、①「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、②「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、③「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創成の実現」、④「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」、⑤「適正な国家資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を5つの柱(重点分野)とし、これらの柱及び「循環型社会の全体像に関する指標」別に「循環型社会形成に向けた取り組みの進展に関する指標」を設定しています。

本市は、計画の課題を解決するため、これまで実施してきた施策に新たな施策を加えて、循環型社会の実現を目指しますが、計画の基本理念は、前計画を踏襲して以下のとおり設定します。

計画の基本理念

環境負荷を最小限に抑え 資源を有効利用する 協働・循環型のまち

施策の面では、「環境負荷を最小限に抑える」という観点を中心に、持続可能な社会の形成のため、市民・事業者・行政の協働による取り組みを強化することで、「循環型のまち」の実現を目指すこととします。

(2) 計画の基本方針

計画の基本理念を達成するための基本方針についても前計画の基本方針を継承しながら、現状の課題を踏まえて以下のとおりとし、計画を推進することとします。

1. ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進
2. ごみの発生（排出）抑制と再使用の取り組みの推進
3. ごみの排出利便性の向上と循環資源の高度利用
4. 安全・安心なごみの適正処理体制の確保

3.2 目標値

(1) 目標年度

本計画の目標年度は、令和16年度とします。

(2) 将来のごみ処理量の推計

数値目標は、本市のごみ排出の現況と人口の動向、新たな施策の取り組みなどを考慮して、目標値を設定しました。

家庭系ごみ及び事業系ごみの減量目標値は表2.15のとおりとし、総排出量について設定します。なお、1人1日当たり排出量についても、参考までに示します。

表 2.15 ごみ排出量の減量目標値

種類		令和5年度 実績値	令和12年度 中間目標値	令和16年度 目標値	目標値の考え方	
家庭系 ごみ	可燃 ごみ	総排出量	13,541t	12,777t	令和12年度までに 1人1日排出量を 10g/人・日減	
		(参考)1人 1日排出量	376g/人・日	366g/人・日		366g/人・日
	埋立 ごみ	総排出量	295t	287t	282t	令和5年度の 1人1日排出量を 維持
		(参考)1人 1日排出量	8g/人・日	8g/人・日	8g/人・日	
	粗大・ 中型 ごみ	総排出量	889t	865t	850t	令和5年度の 1人1日排出量を 維持
		(参考)1人 1日排出量	25g/人・日	25g/人・日	25g/人・日	
事業系 可燃ごみ	総排出量	4,389t	3,906t	3,850t	令和12年度までに 1人1日排出量を 10g/人・日減	
	(参考)1人 1日排出量	122g/人・日	112g/人・日	112g/人・日		

令和12年度以降については、いずれの種類のごみも原単位(1人1日当たり排出量)を一定として推移するものとししました。

なお、減量目標値を設定した以外のごみ及び資源については、単純推計値と同じ値で推移するものとししました。

3.3 計画の施策体系

施策の体系は以下のとおりとします。

●ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進	
	(ア)広報、ホームページ、SNS 等による市民・事業者への啓発(情報提供)
	(イ)啓発イベントの開催
	(ウ)ごみ減量懇談会・意見交換会の開催
	(エ)ボランティア分別指導員の養成・活動推進
	(オ)ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催
	(カ)事業所向けごみ処理手引書の作成・改訂
	(キ)多量のごみ排出事業者に対する減量化啓発・指導の徹底
	(ク)こどもに対するごみ処理への意識高揚の取り組み
	(ケ)こども(親子)向け環境学習の実施
	(コ)ごみ減量等に関する出前講座の実施
	(サ)ごみ処理費用負担の適正化
●ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みの推進	
	(ア)レジ袋削減の推進
	(イ)生ごみ処理機器設置に対する補助
	(ウ)家庭用品等の不用品交換による資源有効利用の促進
	(エ)家庭からの剪定枝・草の分別排出の促進
	(オ)粗大ごみの発生抑制と再使用の推進
●ごみの排出利便性の向上と循環資源の高度利用	
	(ア)資源ごみ回収拠点・回数の充実
	(イ)資源ごみ分別品目・処理方法の見直し
	(ウ)資源ごみ集団回収の推進
	(エ)小型家電リサイクルの促進
	(オ)家庭からの紙類の分別回収の促進
	(カ)事業所に対する紙類の分別回収の啓発
●安全・安心なごみの適正処理体制の確保	
	(ア)安定的な収集運搬、中間処理の実施
	(イ)広域処理を見据えた新ごみ処理施設の整備・運営
	(ウ)一般廃棄物最終処分場の安定稼働
	(エ)環境美化活動の実施
	(オ)市民、事業者の清掃活動に対する支援
	(カ)不法投棄、資源ごみ持ち去り防止パトロールの強化
	(キ)不用品回収業者に対する指導の強化
	(ク)災害時・荒天時の収集体制の確立
	(ケ)ごみの排出困難者に対する支援

3.4 計画の施策

(1) ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進

(ア) 広報、ホームページ、SNS 等による市民・事業者への啓発(情報提供)

循環型社会の実現のために、ごみに関する情報を市広報誌、ホームページ、SNS 等の媒体を通して市民・事業者へ提供し、各主体の意識改革につなげていきます。

(イ) 啓発イベントの開催

ボランティア団体と連携できるイベントの開催を通し、ごみ減量に関する関心や行動変容を促進します。

(ウ) ごみ減量懇談会・意見交換会の開催

自治会単位でごみ減量懇談会・意見交換会を積極的に開催することで住民との対話の機会を増やし、情報の共有と住民の意識改革の促進に努めます。開催にあたっては、SDGs の観点も踏まえて内容の強化を図ります。

(I) ボランティア分別指導員の養成・活動推進

住民や自治会役員を対象として分別指導員養成講座を実施し、自治会のごみ排出に対する主体的な活動を支援します。また、市民の生活スタイルの変化に合わせたごみ集積所の運営や分別指導員の在り方についても検討を行います。

(ロ) ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催

実際のごみ処理現場の見学を通して、理解の促進を図ります。

(カ) 事業所向けごみ処理手引書の作成・改訂

事業所向けのごみに関する手引書を配布し、排出するごみの種類に応じてごみ減量やリサイクルを意識できるよう、SDGs の観点も踏まえた内容に改訂した情報の提供に努めます。

(キ) 多量のごみ排出事業者に対する減量化啓発・指導の徹底

一定量以上のごみを定期的に排出する事業者に対して、「一般廃棄物の再利用および減量に関する計画書」の提出を求めるとともに、事業所訪問の基準を作成し、計画的なごみ処理の推進を図ります。

(ク) こどもに対するごみ処理への意識高揚の取り組み

学校以外の団体を中心とする活動など、新たな環境啓発方法を検討します。また、親子に向けたリサイクル工場の見学会については、開催時期も含め新たな内容の検討を行います。

(ケ) こども(親子)向け環境学習の実施

リサイクル教室(施設見学会)を実施し、こどもに環境学習の機会を提供します。

(コ) ごみ減量等に関する出前講座の実施

小中学校や自治会、各種団体を対象として、職員による出前講座を行い、環境学習の機会の拡大を図ります。

(カ) ごみ処理費用負担の適正化

事業系ごみ及び家庭系の可燃ごみ、粗大・中型ごみについて、組合及び組合構成他市町と連携し、適正な処理手数料を検討していきます。

(2) ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みの推進

(ア)レジ袋削減の推進

マイバッグ持参運動を推進することにより、レジ袋の排出削減を図ります。

(イ)生ごみ処理機器設置に対する補助

生ごみ処理機器(生ごみ処理機、コンポスト、密封発酵容器)の設置者に対して、その費用の一部を補助することにより支援を行い、各家庭からの生ごみの排出抑制を推進します。

(ウ)家庭用品等の不用品交換による資源有効利用の促進

不用品交換情報をとりまとめる家庭用品リサイクルバンクを周知し、不用品再使用の促進を図ります。

(I)家庭からの剪定枝・草の分別排出の促進

可燃ごみとして排出されることも多い剪定枝・草の資源化を促進するため、剪定枝・草を搬入できる常設の収集場所の設置を検討します。

(オ)粗大ごみの発生抑制と再使用の推進

大型の不用品の買取査定額の見積もりを複数の民間買い取り業者より無料で受けられるサービスを通して、粗大ごみの発生抑制と再使用の推進を図ります。

(3) ごみの排出利便性の向上と循環資源の高度利用

(ア)資源ごみ回収拠点・回数の充実

常設の資源ごみ回収拠点として平成29年度に設置した北部リサイクルステーションに加え、令和6年度に南部リサイクルステーションを開設しています。ライフスタイルの変化に合わせて回収品目、収集方法等を検討し、より一層資源ごみ排出の利便性向上を図ります。

(イ)資源ごみ分別品目・処理方法の見直し

排出の利便性と処理時の環境(施設)負荷等を総合的に考慮し、分別区分の統廃合や処理方法の見直しについて検討します。

(ウ)資源ごみ集団回収の推進

古紙類、布類の集団回収を実施する団体に対して助成金による支援を行い、良質な資源の回収を推進します。

(I)小型家電リサイクルの促進

現在、市内の公共施設5か所に使用済小型家電の回収拠点を設置しており、希少金属(レアメタル)の有効利用の促進を図ります。

(オ)家庭からの紙類の分別回収の促進

可燃ごみへの紙類の混入が多いことから、資源化できるごみの種類や、排出方法を重点的に周知することにより、分別回収を促進します。

(カ)事業所に対する紙類の分別回収の啓発

事業系可燃ごみに多く含まれる資源化可能な紙類の分別回収を推進するため、事業所訪問による分別指導を実施します。排出量が多い事業所に対しては、事前に提出しているごみ減量計画書と実際の取り組み状況を確認したうえで、紙類の資源化業者の情報提供などを行い、より一層の可燃ごみの減量を図ります。

(4) 安全・安心なごみの適正処理体制の確保

(ア) 安定的な収集運搬、中間処理の実施

収集運搬、中間処理については、基本的にはこれまでの実績を踏まえて、現状と同様の内容で継続し、定期的な事業所訪問等により、処理現場の確認と法令等の情報共有に努めます。なお、収集運搬許可業者に関しては、近年の収集運搬実績を考慮し、実績のない業者への許可の見直しを検討します。

(イ) 広域処理を見据えた新ごみ処理施設の整備・運営

犬山市、大口町及び扶桑町とともに、広域処理を見据え、①最終処分量の削減 ②徹底した環境保全 ③高効率なエネルギー利用 ④高い経済効率 を目指した新ごみ処理施設の供用開始に向けて、所定の事務手続きを適切に進めます。

(ウ) 一般廃棄物最終処分場の安定稼働

埋立ごみの一層の減量を推進し、最終処分場の安定稼働の確保を図ります。

(I) 環境美化活動の実施

環境ボランティア団体や自治会等による、ごみ散乱の防止活動の実施を支援します。

(ロ) 市民、事業者の清掃活動に対する支援

こうなん美化ボランティアの登録促進を図り、各主体の自主的な清掃活動を支援します。

(カ) 不法投棄、資源ごみ持ち去り防止パトロールの強化

ごみの不法投棄や資源ごみの持ち去りを防止するため、資源ごみ集積場所のパトロール・監視を実施します。

(キ) 不用品回収業者に対する指導の強化

無許可業者による不用品(廃棄物)回収は、不適正処理により環境汚染を引き起こしている可能性があるため、指導を強化します。

(ク) 災害時・荒天時の収集体制の確立

災害廃棄物処理計画に基づき、災害時・荒天時の収集体制の確立を図ります。また、災害発生時のごみ収集等について市民への迅速な情報提供に努めます。

(ケ) ごみの排出困難者に対する支援

高齢者などのごみ出し困難世帯を対象に、資源ごみを戸別に収集する「ふれあい収集」を実施します。

4. 計画の推進

4.1 市民・事業者・市の役割分担

基本理念である「環境負荷を最小限に抑え 資源を有効利用する 協働・循環型のまち」を実現するためには、市の率先力はもちろんのこと、市民・事業者が積極的に参画し、三者が連携して取り組んでいく必要があります。本計画を推進していくにあたっては、三者がそれぞれの役割を果たすと同時に、進捗状況等を適宜点検することにより、必要に応じた改善策を検討します。

(1) ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進のために

市民	自分が出すごみと環境問題とのつながりを理解し、ごみの排出者としての意識と責任を持つとともに、ごみの行方・処理の理解に努めます。また、地域・団体による清掃活動や環境学習会等に積極的に参加し、従来の消費～廃棄型のライフスタイルについては見直しを図ります。
事業者	すべての事業者がごみの分類について正しく理解するとともに、企業の社会的責任として、利益追求のみではなく、他の業界・事業者とも連携を深めながら、環境に配慮した企業経営を行います。また、市民に対しては、商品やサービスの提供等を通して、環境配慮型、資源循環型のライフスタイルの提供に努めます。
市	ごみ減量等に関して、意見交換会や施設見学会を開催し、参加を促すとともに、広報・ホームページ等による情報提供を定期的に行います。また、地域・団体等の主体的な学習会開催を推進・支援します。

(2) ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みの推進のために

市民	1人ひとりが日常生活において、買い物時にはマイバッグを持参する、使い捨て商品を買わない、繰り返し使える容器を使用する、食品ロス・食品廃棄物を減らす工夫をする等、極力ごみを出さないライフスタイルの確立を心がけます。
事業者	事業活動において、ごみの発生抑制を意識し、ごみの出にくい商品、長く使える商品づくりに努めます。また、簡易包装を心がけ、消費者に対しては、環境に配慮した消費の呼びかけを行います。
市	自らが率先して極力ごみを出さないワークスタイルの確立を心がけるとともに、ごみの減量化に有効な施策を策定・実施し、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。

(3) ごみの排出利便性の向上と循環資源の高度利用のために

市民	1人ひとりが日常生活において、製品購入の際は再生品やリサイクルしやすいものを極力選択する、希少金属(レアメタル)が含まれる小型家電の分別に積極的に協力する等、リサイクルを意識して行動します。また、資源ごみ集団回収の実施により、排出の機会を提供します。
事業者	事業活動において、再生品や再生利用しやすい商品の提供に努めるとともに、自らも再生品を多く利用します。また、リサイクル事業者は、再生利用ルートや技術の確立を行い、市民・他の事業者・市と協力して資源回収量の拡大を図ります。
市	自らが率先してリサイクル活動に取り組むとともに、ごみの資源化に有効な施策を策定・実施し、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、高齢化の進展等に対応した排出の負担軽減のための分別区分の変更等を進めます。

(4) 安全・安心なごみの適正処理体制の確保のために

市民	1人ひとりが日常生活において、市のごみ出しルールに従うとともに、社会情勢の変化に対応した分別区分の変更について理解・協力をします。また、豪雨等により災害廃棄物が多量に発生しないよう、適切な物品管理に努めます。
事業者	事業所から発生するすべてのごみについて、「排出者責任の原則」により、事業者自らが責任を持って適正に処理を行います。
市	ごみの適正な処理体制の維持のため、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、市民・事業者が自ら行う清掃活動等の支援を積極的に行います。



4.2 計画の推進体制

(1) 市民・事業者・市の組織体制の活用

a. 江南市廃棄物減量等推進協議会

江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づいて設置した「廃棄物減量等推進協議会」の中で、市は発生抑制・資源化・廃棄物処理に係る情報などを提供し、各主体がそれぞれの立場で意見交換を行い、適正なごみ処理に向けての共通認識を形成、普及していきます。

b. 江南市廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、環境問題やごみ処理に関する知識を持つ方、あるいはこれらに関する講習を受けた方に委嘱し、推進員はごみの減量化に向けた各種活動を行います。

(2) 施策の啓発及び推進

廃棄物の減量及び適正処理を長期的かつ総合的に進めるとともに、重点取り組みの推進に当たっては、広報、ホームページ、SNS 等により効果的な啓発に努めます。

(3) 広域処理体制の強化

現在、可燃ごみ、プラスチック類、粗大ごみ等は、江南市、大口町、扶桑町で構成する江南丹羽環境管理組合において処理を行っています。また、新ごみ処理施設の供用開始に向けて、犬山市を加えた尾張北部環境組合構成市町で相互調整を行います。

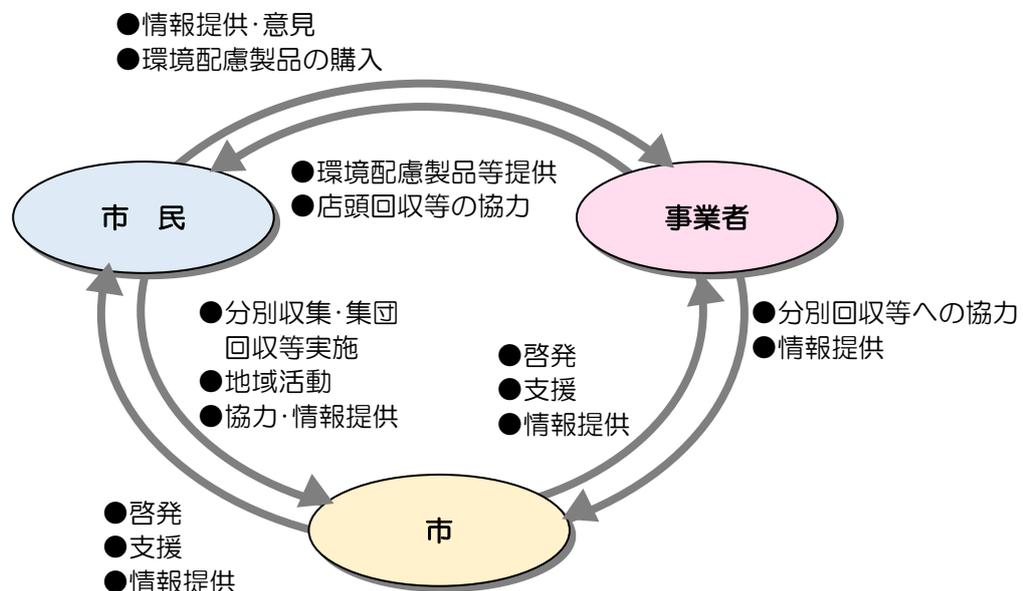


図 2.19 計画の推進体制

第3章 食品ロス削減推進計画



1. 計画の策定

1.1 計画策定の背景と目的

本来食べられる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生しています。この食品ロスの問題は、2015年の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030年アジェンダにおいても重要な課題と位置付けられています。

我が国においても、食品ロスの年間発生量は約522万トンと推計され、そのうち約247万トンが家庭から、約275万トンが食品製造業や外食産業などの食品関連事業者から発生しています(2020年度推計 農林水産省・環境省)。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらにはCO₂排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できます。

このような状況のもと、2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)では、市町村は「市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画」(以下「市町村食品ロス削減推進計画」という。)の策定に努めることとされました。法に基づく国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2020年3月閣議決定。以下「基本方針」という。)では、地域における食品ロスの削減を推進するため、より生活に身近な地方公共団体において、地域特性を踏まえた取り組みを推進していくことが重要であると謳われています。

今回策定する「江南市食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、本市における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、市民、事業者、行政等が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

1.2 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、市町村が国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する市町村食品ロス削減推進計画と位置付けます。

関連法令、国の基本的方針及び2022年2月に策定された「愛知県食品ロス削減推進計画」(計画期間:2022~2026年度)を踏まえつつ、「第6次江南市総合計画 後期基本計画」、「第三次江南市環境基本計画」、「エコシティ江南行動計画」、その他関連計画との整合性を図り策定します。

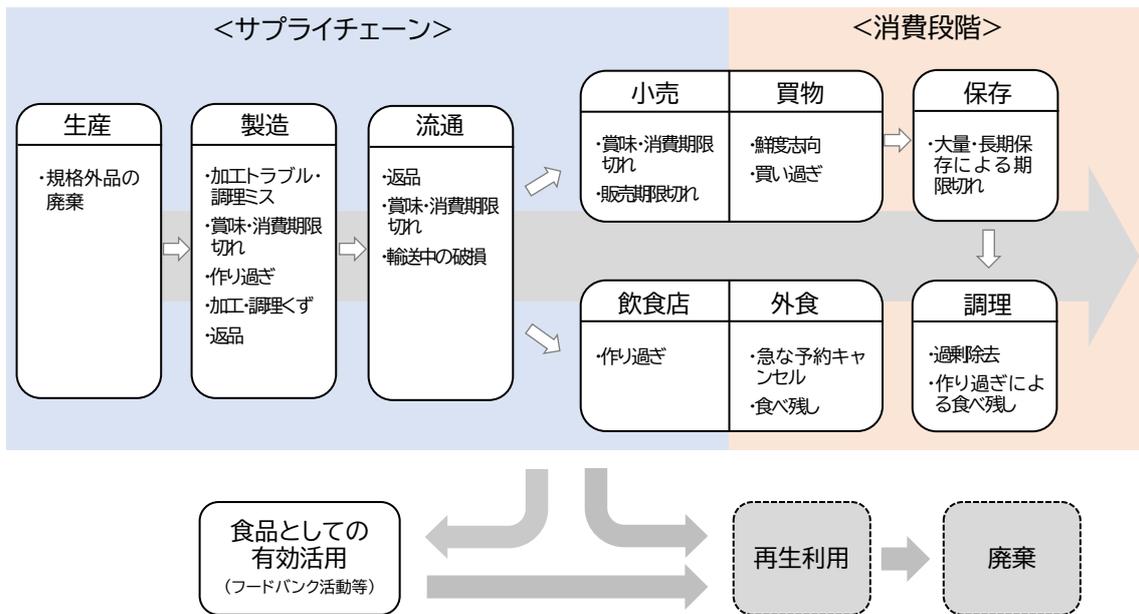
1.3 計画期間

この計画の期間は、ごみ処理基本計画と同じ、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化や食品ロスに関連する法令・制度の改正、施策の実施状況等を踏まえて、必要が生じた場合には見直しを行います。

2. 食品ロス発生の実況

2.1 食品ロスの発生要因

食品ロスは、食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生しており、主な発生要因は、生産段階、製造段階における規格外品や見込み生産、流通段階では、「3分の1ルール¹」を始めとする商習慣等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎ等があります。



出典:愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)

図 3.1 食品ロスの主な発生要因(フロー図)

¹ 3分の1ルール

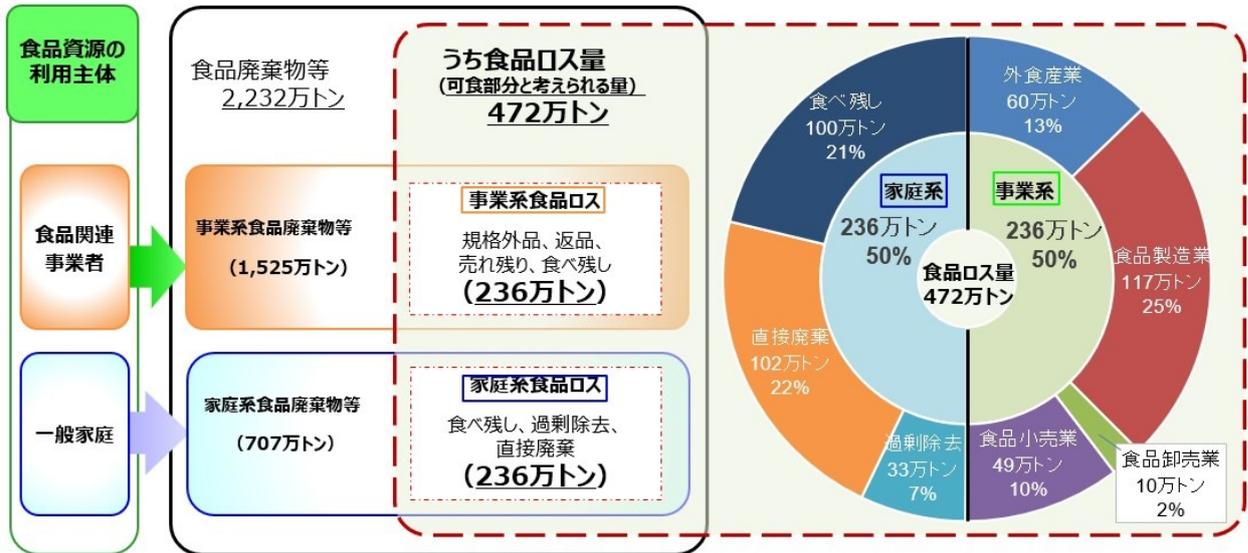
食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、最初の3分の1の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売業者に納品するという、食品流通業界における商慣習の一つ。期限内に納品できなかった商品は、ほかに販売できる先がない場合にはそのまま廃棄されることから、食品ロス発生 の 要因 とな っ て いる。

2.2 食品ロスの発生量

(1) 全国及び愛知県の発生量

我が国全体での 2022 年度(令和 4 年度)の食品ロス発生量は、家庭系食品ロス量が 236 万トン、事業系食品ロス量が 236 万トン、全体で 472 万トンと推計されています(図 3.2)。

なお、令和 3 年度は家庭系食品ロス量が 244 万トン、事業系食品ロス量が 279 万トンと推計されており、全国的には各区分とも減少しています。

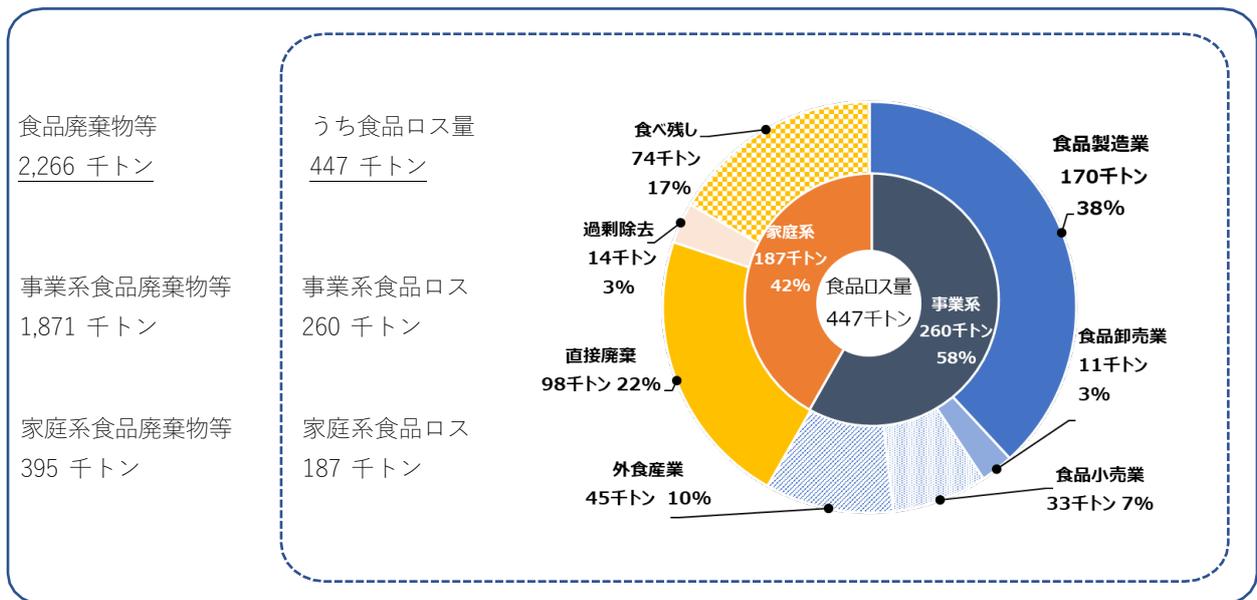


資料:農林水産省及び環境省「令和 4 年度推計」

出典:政府広報オンライン

図 3.2 全国の食品ロス発生状況(令和 4 年度)

また、愛知県内の食品ロス発生量について、県のデータを基に本市が行った 2022 年度(令和 4 年度)の食品ロス発生量の推計では、家庭系食品ロス量が 187 千トン、事業系食品ロス量が 260 千トン、全体で 447 千トンと推計されています(図 3.3)。



出典:江南市(愛知県推計手法を基に計算)

図 3.3 愛知県内の食品ロス発生状況(令和 4 年度)

2.3 本市の発生量(推計)

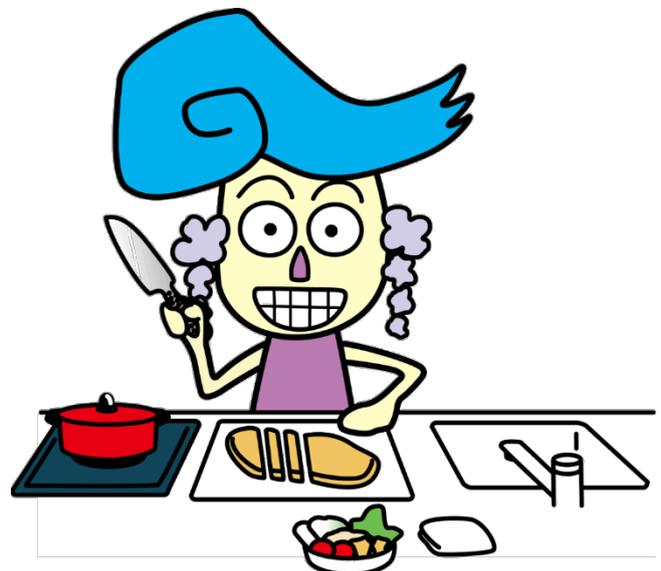
愛知県のデータを利用して本市が推計した、県及び本市の食品ロス発生量を表 3.1 に示します。本市の食品ロス量の合計は 5,496t、1 人 1 日当たりの食品ロス量は 152g/人・日と推計されています。

本市の 1 人 1 日当たりの食品ロス量は家庭系が 74g/人・日、事業系が 78g/人・日となっており、事業系の排出量がやや多くなっています。また、1 人 1 日当たりの食品ロス量を愛知県全体の平均値と比較すると、家庭系は上回り、事業系は下回る結果となっています。

表 3.1 本市における食品ロス発生量の推計(令和 4 年度)

	食品ロス量			1人1日当たりの食品ロス量			人口(人)
	合計(t)	家庭系	事業系	(g/人・日)	家庭系	事業系	
江南市	5,496	2,678	2,818	152	74	78	99,039
愛知県	446,654	186,612	260,042	163	68	95	7,512,703

出典:愛知県資料を元に江南市推計



3. 意識調査

本市が令和6年度に実施した市民アンケート調査では、食品ロスについての認知度(「よく知っている」及び「ある程度知っている」の割合)は96.4%(図3.4)となっています。

また、食品ロスを減らすための何らかの取り組みを行っている人の割合は92.5%となっています。食材を購入する際に在庫や必要な量を確認することや、残ったものの冷凍保存に取り組んでいる方が多い一方で、フードバンクやフードドライブへの参加を行っている方が少なくなっていますが、今後やってみたいという意見が多く見られます(図3.5)。

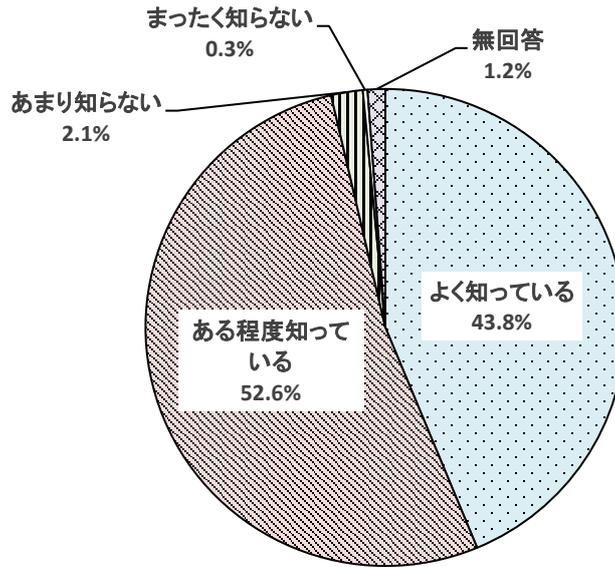


図 3.4 江南市の食品ロスに対する認知度

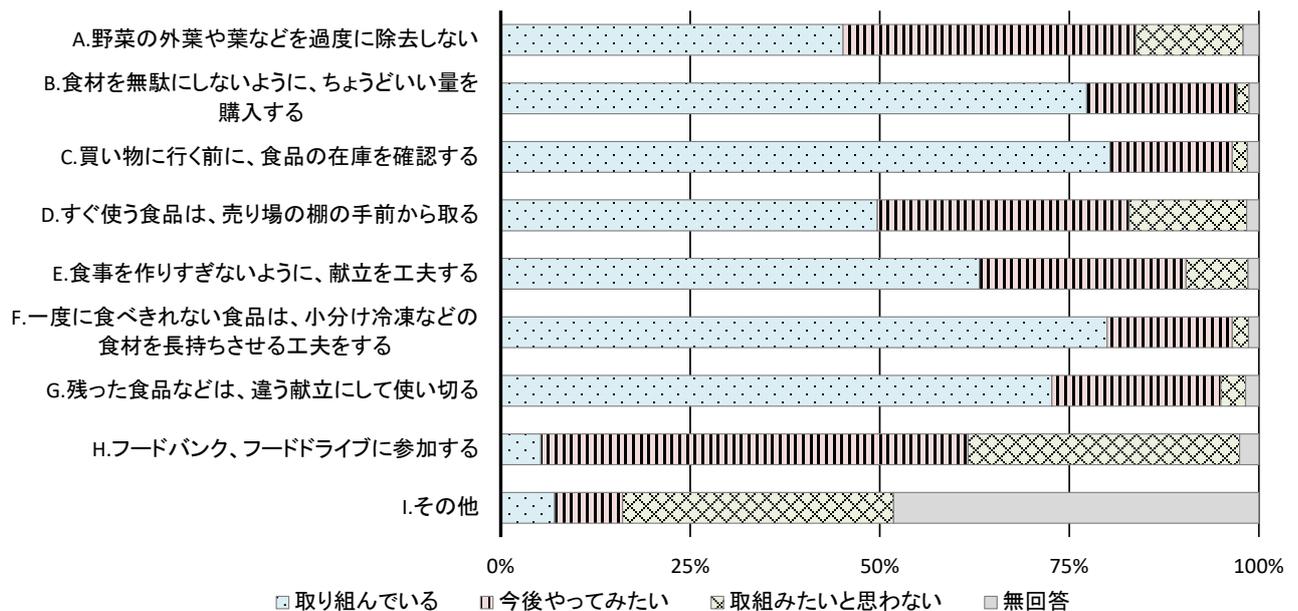


図 3.5 江南市の食品ロスに対する削減取り組み状況

4. 課題

●家庭における食品廃棄物の発生抑制の手段を普及する必要がある。

可燃ごみの成分分析結果では、乾燥前で3割程度生ごみが含まれています。令和元年10月から「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)」が施行され、自治体、事業者、消費者が手を携えて、まだ食べることができる食品をごみにすることなく、できるだけ食品として活用することを目指すことが求められています。

本市においては、フードドライブ活動をはじめとした食品ロス削減のための取り組みを行っていますが、参加者はまだ一部に限られている状況です。そのため、市民の意識レベルに応じて発生抑制・減量行動をとることができるよう、適切な情報提供をしていく必要があります。

●飲食店における食べ残し削減の取り組みを普及させる必要がある。

飲食店等での食品ロスの削減に向けて、「適量注文」、「食べきり」等の啓発を行うことが有効と考えられます。

具体的には、飲食店で個々のニーズに合わせた料理量の調整や小盛りメニューの導入、宴会において開始後30分と最後の10分は自席で料理を楽しむ「3010運動」や食べきれなかった料理の持ち帰りなど、利用者への食べ残し削減の呼びかけなどを行うことで、食べ残しによる食品ロスの削減が期待できます。

●飲食関連流通業においては廃棄量削減の取り組みを推進する必要がある。

飲食関連流通業の食品ロスの削減については、フードサプライチェーンの各段階における「過剰在庫」、小売店への納品期限を賞味期限の3分の1とする等の商習慣(3分の1ルール)による「返品」等に対して、商習慣の見直しの働きかけを行っていくことが必要です。

なお、事業系食品ロスの発生要因には、消費者の過度な鮮度志向や賞味期限の理解不足等が関係しているため、事業者が食品ロス削減に取り組むことができるよう、消費者の理解を増進する取り組みも併せて行っていく必要があります。

●食品関連事業者の食品廃棄物リサイクルの促進を行う必要がある。

市内の大型スーパーなどから排出される食品廃棄物を堆肥化施設で処理できるよう廃棄物処理法に基づき市町間協議を実施しています。

しかしながら、食品廃棄物を処理できる堆肥化施設が限られているため、食品ロス削減を推進する必要があります。

5. 達成すべき目標

5.1 国および愛知県の目標

(1) 食品ロス発生量の削減

国の目標では、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018年6月閣議決定)、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(2019年7月公表)において、ともに2030年度までに、食品ロス量を2000年度比で半減させるとしています(表3.2)。

愛知県食品ロス削減推進計画では、国の削減目標を踏まえ、国と同様に2030年度までに食品ロス量を、2000年度比で半減させることを将来目標とし、計画期間の最終年度(2026年度)の目標値を設定しました(表3.3)。

これは2019年度(令和3年度)まで全国と同水準で食品ロス発生量が減少してきたとして2000年度の食品ロス量を算出し、2030年度(令和12年度)までに半減させるとして設定した目標値となります。

表 3.2 全国の食品ロス発生量の推移と削減目標

	2000年度	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
食品ロス発生量	980 万 t	523 万 t	472 万 t	489 万 t
家庭系	433 万 t	244 万 t	236 万 t	178 万 t
事業系	547 万 t	279 万 t	236 万 t	235 万 t

表 3.3 愛知県食品ロス削減推進計画における削減目標

	参考値 2000年度	現 状 2019年度 (令和元年度)	目 標 2026年度 (令和8年度)	将来目標 2030年度 (令和12年度)
食品ロス発生量	825 千 t	480 千 t	433 千 t	413 千 t
家庭系	356 千 t	215 千 t	189 千 t	178 千 t
事業系	469 千 t	265 千 t	244 千 t	235 千 t

(2) 市民意識の醸成

国では、全国の食品ロス問題を認知し削減に取り組む人の割合を2030年度までに80%とすることとしています。

愛知県食品ロス削減推進計画では、2020年度の県民アンケート調査の結果から、国を上回る目標として、2026年度には85%を目指すこととしています。

5.2 本市の目標

(1) 食品ロス発生量の削減

本市の食品ロス削減目標は、国及び愛知県の目標を踏まえ、食品ロスを 2030 年度(令和 12 年度)までに、2000 年度(平成 12 年度)比で半減させることとし、家庭系食品ロス量 2,549t、事業系食品ロス量 2,547tとします。

試算としては、2022 年度(令和 4 年度)まで愛知県と同水準で本市の食品ロス発生量が減少してきたとして、愛知県の現状(2022 年度)から 2030 年度に将来目標値を達成するために必要な削減割合を算出し、2022 年度の江南市の食品ロス量に乗じて 2030 年度の将来目標値を設定したものです。

表 3.4 本市の食品ロス削減目標

		現状 (令和 4 年度)	令和 12 年度 (国、県の削減目標年度)
家庭系 食品ロス量	総排出量	2,678 t	2,549 t (-4.8%)
	1日1人当り	74 g/人・日	73 g/人・日
事業系 食品ロス量	総排出量	2,818 t	2,547 t (-9.6%)
	1日1人当り	78 g/人・日	73 g/人・日
参考 愛知県目標	家庭系	187 千 t	178 千 t (-4.8%)
	事業系	260 千 t	235 千 t (-9.6%)

(2) 市民意識の醸成

本市の市民の食品ロスに対する認知度は 96.4%と多くの方に理解いただいております。国や愛知県と比べて市民意識は非常に高いといえます。

しかしながら、本市の一部の取り組みについては認知度が低いことから、これらの PR により認知度を高め、市民意識の醸成に繋がります。

また、計画期間の最終年度(令和 16 年度)においても、食品ロスに対する認知度の高い割合を維持し、97%とすることを目指します。

6. 施策の展開

6.1 食品ロス削減に向けた取り組み

食品ロスの削減に当たっては、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、関連する多様な主体が自らの「役割と行動」を理解し、連携して取り組みを進めることが重要です。

消費者、事業者を問わず、食べ物を無駄にしないという意識の定着を図り、食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取り組みを進めたうえで、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化など）を促進する必要があります。

このような視点から、以下のような施策を展開します。

<p>●消費者や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童等を対象とした環境学習講座 ・食育、農業関連団体と連携したエコクッキング教室の検討 ・販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の啓発 ・防災関連団体と連携した災害時用備蓄食料の有効活用の促進 ・冷蔵庫の整理や食品の収納に係る取り組みの紹介 ・実態把握調査や市民意識調査
<p>●情報の収集や提供など食品関連事業者の取り組みに対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減マッチングサービスの普及 ・食品ロスの削減に取り組む事業者の周知 ・食品関連事業者と連携した食材有効活用、食材の売り切り推進 ・飲食店に向けて、宴会の開始後30分と最後の10分間は自席で料理を楽しむ「3010 運動」の啓発
<p>●未利用食品等を提供するための活動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や活動団体と連携したフードドライブ事業
<p>●食品廃棄物の再生利用等の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への生ごみ処理機の普及、啓発資材の提供・貸出 ・事業者への食品廃棄物の再生利用（飼料化、肥料化、その他）の働きかけ

6.2 重点的に実施する取り組み

本市において食品ロス削減に向けて重点的に実施する取り組みを示します。

【フードドライブの取り組み】

フードドライブは、ご家庭で眠っているもったいない食品を寄付してもらい、支援を必要とする個人、団体に食品を届ける取り組みです。

本市では、フードバンクである認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋と連携してフードドライブの取り組みを実施しており、今後も継続的に取り組みを実施していきます。

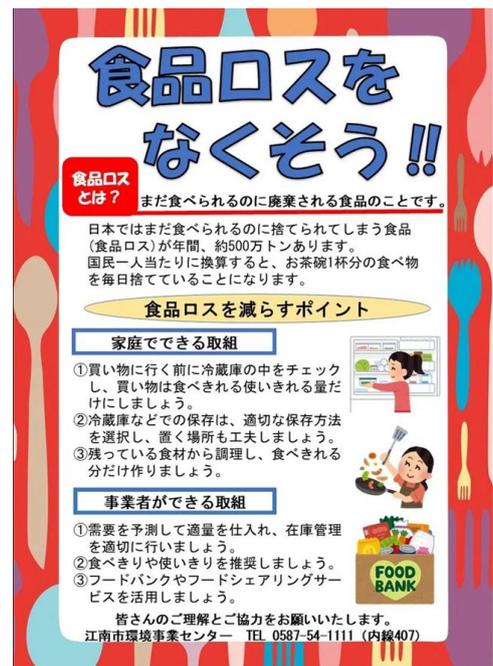
【こうなんタバマルシェ】

こうなんタバマルシェは、協力店や市民(消費者)が「タバスケ」という専用のアプリや web サイトを通して、余ってしまった食品などを売買する、協力店と市民のマッチングサービスです。協力店は廃棄になりそうな食品を安く出品し、市民は購入予約後に実際に店舗に出向いて食品を安く購入することにより食品ロスの削減に繋げるもので、今後も、さらなるサービスの展開を目指します。

【食品ロス削減の啓発】

食品ロス削減推進法に基づき、10月10日は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」となっています。

本市では、食品ロスを削減していくため、食べ物を無駄にせず、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するよう、市民向けの意識啓発の取り組みとして、ポスターの掲示などを実施しています。



7. 計画の推進

7.1 各主体の役割分担

食品ロスは消費者と事業者の双方から発生しています。市民(消費者)、事業者、団体(フードドライブ実施団体)等、市が自らの役割を理解し、連携して食品ロスの削減に取り組みます。

市民(消費者)の役割	
役割	食品ロスとその影響、削減の必要性を理解し、自分が出す食品ロスを把握します。そのうえで、日常生活で食品ロスを減らす方法を考えて実行し、食品ロス削減に取り組む事業者の商品や店舗を利用することで、持続可能な生産や販売の支援を行います。
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの生活様式を見直すことで、食品ロスの発生抑制に努めます。 ・食品ロスの削減に取り組む事業者に積極的に協力します。

事業者の役割	
役割	食品ロスの現状と削減の必要性を理解し、従業員や消費者に啓発を行います。さらに、食品廃棄物を継続的に計量し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化して食品ロス削減に努め、発生した食品ロスは適切に再利用することで、国や地方公共団体の施策に協力します。
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者として、事業活動を通じた食品ロスの発生抑制に努めます。 ・発生する食品廃棄物は、飼料化、肥料化など再生利用に努めます。 ・食品ロスの削減に資する取り組みを積極的に行い、消費者である市民への情報提供や啓発に努めます。 ・国、県及び市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。

団体(フードドライブ実施団体)等の役割	
役割	求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行います。
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの知見やネットワーク等を活用し、市や事業者等と連携しながら、食品ロスの削減に関する取り組みや普及啓発に努めます。

市の役割	
役割	食品ロス削減のため、市民や事業者に役割の認識と行動を促す周知・啓発を行い、関連施策を積極的に実践します。
行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策を実施します。 ・市民、事業者、団体等の取り組みを積極的に支援します。 ・自ら率先して食品ロスの発生抑制や食品廃棄物の再生利用の促進に努めます。

7.2 計画の推進体制

食品ロスの削減を着実に進めていくため、市民、事業者、団体等との協働の取り組みを推進します。市が主体となって実施する取り組みについては、関連部局との情報共有を行い、連携を図ります。